

会議録

令和5年第1回更別村議会定例会

第4日（令和5年3月16日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第25号 令和5年度更別村一般会計予算の件
- 第 4 議案第26号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 5 議案第27号 令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 6 議案第28号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 7 議案第29号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 8 議案第30号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件
- 第 9 議案第 3号 更別村選挙公報の発行に関する条例制定の件
- 第10 議案第 4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件
- 第11 議案第 5号 更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件
- 第12 議案第 6号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 発議第 1号 更別村議会の個人情報の保護に関する条例制定の件
- 第14 議案第31号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件
- 第15 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（7名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		5番	太田綱基
	6番	安村敏博			

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	小寺誠	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	今野雅裕	産業課長	高橋祐二

住民生活課長 会計管理者	小野寺 達 弥	建設水道課長	佐 藤 成 芳
保健福祉課長	新 関 保	子育て応援 課 長	石 川 亮
診療所事務長	酒 井 智 寛	教育委員会 教 育 次 長	小 林 浩 二
学校給食 センター所長	安 部 昭 彦	農業委員会 事 務 局 長	川 上 祐 明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長	佐 藤 敬 貴	書 記	村 田 弘 治
書 記	南 雲 美 幸		

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は7名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

- 議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
安村議会運営委員長。
○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第1回村議会定例会の追加提出案件に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月16日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、3月17日までの9日間と認められました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。
○議長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 議案第25号ないし日程第8 議案第30号

- 議長 日程第3、議案第25号 令和5年度更別村一般会計予算の件から日程第8、議案第30号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。
お諮りいたします。議案第25号 令和5年度更別村一般会計予算の件から議案第30号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第30号の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

3月14日に引き続き審議を続けます。

一般会計歳入予算の質疑に入ります。歳入も款ごとに進めます。

款1村税に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、一般会計歳入の補足説明をさせていただきます。

補足説明につきましては、歳出の説明と重なる部分も多いことから、本年度予算額を申し上げ、主な内容に絞っての説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

8ページを御覧ください。款1村税、項1村民税、目1個人は、予算額2億4,753万7,000円で、前年度比較1,125万8,000円、4.76%の増となっております。前年の所得状況を見込み、計上しております。

目2法人は、予算額2,497万1,000円で、前年度比較220万円、9.66%の増となっております。前年の法人の所得状況を見込み、計上しております。

項2目1固定資産税は、予算額3億5,369万2,000円で、前年度比較41万9,000円、0.12%の増となっております。過去の収入状況を勘案し、計上しております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、予算額29万8,000円で、前年度同額となっております。国有林野、山林、北海道が所有する更別農業高等学校の土地、家屋に係る固定資産税相当分を計上しております。

項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割は、予算額1,324万6,000円で、前年度比較21万8,000円の増。

目2軽自動車税環境性能割は、予算額59万9,000円で、前年度比較8万1,000円の減により計上しております。過去の登録の状況を勘案し、計上しております。

9ページを御覧ください。項4目1たばこ税は、予算額2,293万2,000円で、前年度比較172万8,000円の増により計上しております。過去の収入状況を勘案し、計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款1村税を終わります。

款2地方譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、款8環境性能割交付金、款9地方特例交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 10ページを御覧ください。款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は、予算額3,244万円、前年度比較134万6,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項2目1自動車重量譲与税は、予算額9,351万2,000円、前年度比較101万4,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

項3目1森林環境譲与税は、予算額389万8,000円、前年度比較76万3,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

地方道路譲与税は、今後譲与される見込みがございませんので、目を廃止しております。

11ページを御覧ください。款3項1目1利子割交付金は、予算額31万8,000円、前年度比較10万5,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

12ページを御覧ください。款4項1目1配当割交付金は、予算額112万8,000円、前年度比較22万7,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

13ページを御覧ください。款5項1目1株式等譲渡所得割交付金は、予算額119万6,000円、前年度比較38万円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

14ページを御覧ください。款6項1目1法人事業税交付金は、予算額719万2,000円、前年度比較279万2,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

15ページを御覧ください。款7項1目1地方消費税交付金は、予算額6,387万7,000円、前年度比較で485万1,000円の増となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

16ページを御覧ください。款8項1目1環境性能割交付金は、予算額888万5,000円、前年度比較17万9,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上しております。

17ページを御覧ください。款9項1目1地方特例交付金は、予算額238万9,000円、前年度比較228万5,000円の減となっております。自動税減収補填特例交付金、軽自動車税減収補填特例交付金の交付終了に伴い、予算額は減少しております。

項2目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金は新設で、予算額は188万8,000円です。前年度は予算補正により追加いたしました。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う減収分を補填するために交付されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款2地方譲与税から款9地方特例交付金までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款2地方譲与税から款9地方特例交付金までを終わります。

款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 18ページを御覧ください。款10項1目1地方交付税は、予算額21億3,000万円、前年度比較1億1,000万円の増となっております。説明欄、普通交付税は19億5,000万円で、令和5年度地方財政対策によれば地方交付税等の一般財源総額について令和4年度を上回る額を確保するとされていることから、1億円の増により計上をしております。特別交付税は、緊急の財政需要に対する財源不足額に見合いの額として交付されるもので、過去の交付実績を勘案し、前年度比較1,000万円の増により計上をしております。

19ページを御覧ください。款11項1目1交通安全対策特別交付金は、予算額69万3,000円、前年度比較で2万3,000円の減となっております。過去の交付実績を勘案し、計上をしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款10地方交付税、款11交通安全対策特別交付金を終わります。

款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 20ページを御覧ください。款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、予算額6,320万5,000円、前年度比較327万8,000円の増となっております。道営畑総担い手育成型事業更別第2地区分担金で293万3,000円、同第3地区分担金で41万円の増により計上をしております。

項2負担金、目1民生費負担金は、予算額479万7,000円、前年度比較3,000円の減となっております。老人保護措置事業に係る入所者費用徴収金、学童保育所入所者費用徴収金を計上しております。

21ページを御覧ください。款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、予算額1,557万1,000円、前年度比較167万9,000円の減となっております。柔剣道場、農業者トレーニングセンター、コミュニティプールの各施設を指定管理者制度による管理委託とすることに伴い、それぞれの施設使用料を減額したことが主な要因となっております。

22ページを御覧ください。目2民生使用料は、予算額1,453万4,000円、前年度比較25万4,000円の減となっております。福祉の里総合センター給食部門利用料、生活支援ハウス居室利用料を過去の実績、入居状況、入院状況を勘案し、計上しております。

目3衛生使用料は、予算額24万5,000円、前年度比較3万5,000円の減となっております。火葬場、墓地の使用料を計上しております。

目4農林水産使用料は、予算額428万円、前年度比較136万7,000円の減となっております。

牧場入牧使用料を入牧希望頭数調査の結果により計上をしております。

目5 土木使用料は、予算額7,694万2,000円、前年度比較203万7,000円の減となっております。公営住宅使用料を202万円減額し、計上したことによるものでございます。

23ページを御覧ください。目6 教育使用料は、予算額205万5,000円、前年度比較172万円の減となっております。認定こども園上更別幼稚園保育料を111万6,000円減額し、計上したことが主な要因となっております。

項2 手数料、目1 総務手数料は、予算額147万4,000円、前年度比較3万9,000円の増となっております。戸籍住民票等手数料、自動車臨時運行許可手数料を計上しております。

24ページを御覧ください。目2 衛生手数料は、予算額1,134万1,000円、前年度比較7万5,000円の増となっております。一般廃棄物処理手数料、し尿処理手数料等を計上しております。

目3 農林水産手数料は、予算額6万8,000円、前年度比較1万7,000円の増となっております。農業経営基盤強化促進事業嘱託登記手数料等を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料の説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 21ページ、使用料の関係についてご質問させていただきます。

総務使用料の中の説明欄に定住化促進住宅の使用料が計上されてございます。これについては、改修も終わりということで、いろんな面での期待感を込めて、一時定住も含めてということで体験してもらうということの重要な役割を果たすべく整備を図っているところでございますけれども、その点、昨年の当初予算が40万ほど見ていたという中で本年度8万9,000円の計上となっております。どちらかということ、定住化に向けてということの3年前でしたが、非常に強い意思を感じて、改修も行ってということで、この部分の捉え方というのは今年の新事業年度の使用料から見ると少し適合性が欠けるのではないかなというふうに判断されるところもございますので、その点の補足説明よろしく願いいたします。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 定住化促進住宅の使用料の計上でございますけれども、令和4年度につきましては年度当初から年度末までの入居者がもう決まっております、その分を計上させていただいたところでございますけれども、今年度の予算計上時の状況としましては、現在新栄1、新栄2と2軒の住宅がございましては昨年9月7日で居住期間が満了により退去されている方、村内で転居されております。新栄2につきましては、今年の8月31日で丸2年経過ということでございますので、その分の実績見込みに応じた計上をさせていただいているところでございます。定住化促進住宅、現在1戸空いているところで、今年度も途中から空く予定がございましては、これまでも

問合せ、相談等は結構数多くいただいております、その中で更別村に転居される理由、またそういうものを勘案しながら公営住宅ですとか民間賃貸住宅のあっせん、そういったことをした中で定住化住宅の利用にならないケースで移住されている方というのが相当数いらっしゃいます。現状は、現在も相談継続中の方もいらっしゃるのですが、更別村に就職が決まっているのだけれども、住む住宅を探しているのだというような相談がちょっと多いものですから、もう就職先が決まっているのであれば通常の公営住宅の入居であったり、民間賃貸住宅の入居をまずお勧めしたりというような形で相談に応じているところから、現状この後の入居の予定が確定している方はいらっしゃらないということで、歳入ということもございまして、見込みの確定している分を計上させていただいているところがございます。引き続き相談に応じながら、PRもしながら、移住、定住には努めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 考え方というか、その捉え方の相違があるのかもしれませんが、今の提案の仕方というのは着実性を基にということの計画立案ということでお伺いさせていただいたのですが、ここまで定住促進に向けての村の力の入れ方、あるいは改修の在り方も含めてということで、これは位置づけとしてはそんなに軽いものではなくて重く受け止めて、人口増だけでなく、いかに更別村に目を向けていただいて、魅力を感じてもらおうかということの大変重要な体験住宅にもなるということからすると、やはりここは希望としては満度にフル活動できるのだという計画立案であってほしかったなというふうに思っています。残念というよりも、そういう計画の在り方であるべきだというふうに思っておりますので、その点重く受け止めていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 定住化促進住宅の利用の計画につきましては、当然満度に活用していきたいということで事業の執行は進めていきたいと考えております。定住化促進住宅への入居を含めて、移住、定住促進に関しましては、別途地域おこし協力隊を配置しながら努めているところでございます。予算の計上につきましては、満度の利用を目指した取組を別途進めているところではございますが、予算の計上につきましては見込みの高いところでの計上とさせていただいたところでございます。ご意見しっかり受け止めて、移住、定住促進、定住化促進住宅の活用促進にも努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款12分担金及び負担金、款13使用料及び手数料を終わります。

款14国庫支出金、款15道支出金に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 25ページを御覧ください。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、予算額7,846万3,000円、前年度比較531万7,000円の減となっています。児童手当負担金を387万6,000円、障害者介護給付費等負担金を223万8,000円、それぞれ減額により計上をしております。

目2衛生費国庫負担金は、予算額12万6,000円、前年度比較582万8,000円の減で、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金を全額減額したことによるものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、予算額3億4,467万5,000円、前年度比較2億8,961万2,000円の増となっています。前年度計上いたしました社会保障・税番号制度システム整備補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は皆減となりましたが、新たにデジタル田園都市国家構想推進交付金3億26万3,000円、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金2,000万円を計上したことにより増額となっております。

26ページを御覧ください。目2民生費国庫補助金は、予算額7,256万8,000円、前年度比較209万1,000円の増となっております。子ども・子育て支援交付金を35万7,000円、子どものための教育・保育給付費交付金を178万1,000円、それぞれ増額で計上したことによるものでございます。

目3衛生費国庫補助金は、予算額378万2,000円、前年度比較113万9,000円の増となっています。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は皆減となっておりますが、新たに出産・子育て応援交付金180万円を計上したことにより増額となっております。

目4土木費国庫補助金は、予算額2,356万4,000円、前年度比較408万円の減となっております。社会資本整備総合交付金を100万円、道路メンテナンス補助金を308万円、それぞれ減額により計上したことによるものでございます。

目5教育費国庫補助金は、予算額3,534万7,000円、前年度比較3,486万1,000円の増となっております。新たにへき地児童生徒援助費補助金(スクールバス分)375万円、デジタル田園都市国家構想推進交付金、小学校2,057万7,000円、中学校1,060万円を計上したことにより増額となっております。

27ページを御覧ください。目6農林水産業費国庫補助金は、予算額3,282万9,000円、前年度比較309万4,000円の増となっております。農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金で176万3,000円、同事業第3地区補助金で133万1,000円の増により計上をしております。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算額18万2,000円、前年度比較9,000円の減となっております。自衛官募集事務委託金等を計上しております。

目2民生費委託金は、予算額126万1,000円、前年度比較18万6,000円の減となっています。国民年金事務委託金、年金生活者支援給付金支給業務事務委託金等を計上しております。

28ページを御覧ください。款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、予算額5,004万円、前年度比較127万9,000円の減となっております。児童手当負担金95万7,000

円、障害者介護給付費等負担金111万8,000円、それぞれ減額で計上し、保険基盤安定負担金を58万6,000円増額で計上をしております。

目2衛生費道負担金は、予算額6万3,000円で、前年度同額でございます。児童保健事業費負担金を計上しております。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、予算額2,506万3,000円、前年度比較640万6,000円の増となっております。森林環境保全整備事業補助金145万6,000円、地域づくり総合交付金345万円、北海道移住支援金交付事業費補助金150万円、それぞれ増額で計上をしております。

29ページを御覧ください。目2民生費道補助金は、予算額4,688万9,000円、前年度比較218万2,000円の増となっております。権利擁護人材育成事業費補助金を100万円の減額で計上いたしましたが、多子世帯保育料軽減支援事業費補助金を63万1,000円、子どものための教育・保育給付費交付金を249万9,000円、それぞれ増額で計上しております。

30ページを御覧ください。目3衛生費道補助金は、予算額257万4,000円、前年度比較92万9,000円の増となっております。乳幼児医療費補助金48万円、出産・子育て応援交付金45万円、それぞれ増額で計上をしております。

目4農林水産業費道補助金は、予算額1億3,832万8,000円、前年度比較41万8,000円の減となっております。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金を109万5,000円増額、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金を143万7,000円の減額で計上しております。

31ページを御覧ください。目5教育費道補助金は新設で、予算額は16万円です。地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金を計上しております。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算額674万9,000円、前年度比較350万8,000円の減となっております。節5選挙費委託金で道知事道議会議員選挙委託金55万8,000円、参議院議員選挙委託金303万1,000円、それぞれ減額で計上したことによるものでございます。

32ページを御覧ください。目2農林水産業費委託金は、予算額185万円、前年度比較14万9,000円の増となっております。道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金、有害鳥獣駆除業務委託金等を計上しております。

目3商工費委託金は、予算額660万2,000円、前年度比較74万円の増となっております。駐車公園管理委託金等を計上しています。

目4土木費委託金は、予算額9万7,000円、前年度比較1,000円の増となっております。建物調査委託金等を計上しています。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款14国庫支出金、款15道支出金の説明が終わりました。

一括しての質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 25ページの説明欄の中のデジタル田園都市国家構想の交付金についてなのですが、これ以前にタイプエックス、10割ということで申請されていると思うの

ですけれども、その後の進捗等ありましたら、それが大体ここまできているのだよとか、何か説明できることがあるのであれば、その交付金の進捗状況というか、申請したその後についてあるのであれば補足説明願います。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまの太田議員の質問にお答えをいたします。

デジタル田園都市国家構想の推進交付金の申請は、国のほうにいたしまして、内示のほうをいただいているところでございます。交付申請をいたしまして、4月に交付決定の予定というふうになります。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん

○6番安村議員 すみません。31ページ、道支出金の関係で、目5教育費道補助金の中の説明欄、地域スポーツクラブ活動体制整備の事業補助金ということで新たに計上しておりますけれども、その内容等ご説明いただければと思います。お願いいたします。

○議長 長 小林教育次長。

○教育次長 地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金ですが、現在国のほうで休日の部活動の地域移行ということで進めているところでございます。本村についてもこれまで関係団体ですとか教職員に説明等を申し上げてきたところなのですが、新年度検討会的なものを設けて、次年度に向けて移行のほうを進めていこうということで考えてございます。その中で、道の補助金を活用しまして有識者の講演会ですとか、それに係る印刷製本の財源、これに充てるためにこの事業の補助金を活用する予定です。メニュー的にスポーツクラブということで書いてございますが、実際にスポーツクラブを立ち上げる予定はございませんで、あくまでも補助のメニューの名称ということでこのような名称になっているということです。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今、説明いただきましたけれども、名称はスポーツクラブどうのこうのは別にして、私が期待していたのは、部活動、小学校は少年団活動ということでちょっと趣旨が異なるという部分もあるのかもしれませんが、これからの中学校のクラブ活動や何かに対しての取り組むべき課題がここで明確に前進するのかなという期待感ちょっと持っていたものですから、ぜひともそういう部分、道の補助金がある、ないにかかわらずこれはもう進めていかなければならない実態ですので、ぜひとも具体的な内容が審議され、あるいは次年度に向けて内容等が計画に盛り込まれるような形でお願いしたいと思います。加えて、中学校もそうですけれども、小学校や何かの部活動とは言えない少年団活動も含めてということで、これもプラスアルファでやっぱり考えていかなければならない事例かなというふうに思っています。

いずれにしても、これからの子どもの少年団活動、あるいは部活動、これからの方針、

重要な課題になってきますので、その部分十分踏まえながら、より前進できる、あるいは改善できる、改革できる、そういう体制をこの補助金うまく使いながら結論を出すような形でぜひとも進めていただきたいと要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 小林教育次長。

○教育次長 休日の部活動の地域移行につきましては、そもそもが教職員の働き方改革というところから出てきてございます。まずは休日のということで提示をされておりますので、できるところから一つ一つ課題を解決していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明いただいたのですけれども、私は次年度以降という、冒頭の回答の中で次年度に向けてという説明がありましたので、ぜひともその部分、次年度以降やるのだという形の担保がある中で進めていただきたいということでご質問させていただきましたので、その点よろしくお願いいたします。

○議長 長 小林教育次長。

○教育次長 当初の予定ですと令和5年度からできる部活動から、指導者が確保できる部活動から順次進めていこうということで考えてございましたが、中体連組織のほうで大会参加の要件がはっきり固まっていないことがございました。それで、1年後ろ倒しといたしますか、令和6年度できる部活動から、こういった形でできるのか、それを検討するために令和5年度この補助金を活用して、検討会的なことで協議を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款14国庫支出金、款15道支出金を終わります。

款16財産収入、款17寄附金、款18繰入金、款19繰越金、款20諸収入、款21村債に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 33ページを御覧ください。款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、予算額570万7,000円で、前年度比較29万1,000円の減となっております。土地貸付収入、建物貸付収入、物品貸付収入を計上しております。

目2利子及び配当金は、予算額13万3,000円で、前年度比較6,000円の増となっております。各基金の運用により生ずる利子を計上しております。

34ページを御覧ください。項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、予算額1,209万8,000円で、前年度比較426万7,000円の減となっております。宅地分譲地売払収入を426万

7,000円の減により計上をしております。

目2 物品売払収入は、予算額137万円で、前年度比較41万円の増となっています。素材売払事業に伴う収入等を計上しております。

35ページを御覧ください。款17項1目1 寄附金は、予算額3,690万円で、前年度比較310万円の増となっています。ふるさと納税による寄附金の増収を見込み、計上しています。また、まち・ひと・しごと創生寄附金を前年度同額で計上をしています。

36ページを御覧ください。款18繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金は、予算額1億2,904万6,000円、前年度比較3,849万6,000円の増となっています。財源不足額を補うために計上をしております。

目2 ふるさと創生事業基金繰入金は、予算額1,920万円、前年度比較620万円の増となっています。ふるさと創生事業の財源として計上をしております。

目3 協働のまちづくり基金繰入金は、予算額200万円で、協働活動経費の財源として前年度同額により計上をしております。

目4 村有林野基金繰入金は、予算額610万7,000円、前年度比較11万9,000円の減となっています。村有林整備事業の財源として計上しております。

目5 農業振興基金繰入金は、予算額520万2,000円、前年度比較3,365万1,000円の減となっています。前年度国営事業負担金の財源として繰り入れた分が全額減額となり、引き続き新規就農者支援事業、道営事業負担金の財源分を計上しております。

目6 福祉基金繰入金は、予算額1万3,000円、高齢者在宅福祉サービス事業の財源として前年度同額により計上をしております。

目7 こども夢基金繰入金は、予算額50万円で、こども夢基金事業の財源として前年度同額により計上をしております。

目8 公共施設等整備基金繰入金は、予算額1億8,400万円、前年度比較1億1,900万円の増となっています。行政区会館改修事業、老人保健福祉センター改修事業、診療施設改修事業、学校施設改修事業、コミュニティプール改修事業、教員住宅改修事業の財源として計上をしております。

目9 寄附金管理基金繰入金は、予算額2,499万3,000円、前年度比較1,726万8,000円の減となっています。前年度にいただきました寄附金は寄附金管理基金に積み立てておりますが、これを全額繰り入れ、寄附された方が指定する事業の財源とするものでございます。

37ページを御覧ください。款19項1目1 繰越金は、予算額5,000万円で、前年度同額により計上をしております。

38ページを御覧ください。款20諸収入、項1 延滞金・加算金及び過料、目1 延滞金は、前年度と同額の2万円で、村税延滞金を計上しております。

項2 目1 預金利子は、予算額3万円、前年度比較2万円の減となっています。歳計現金の預金利子収入を計上しております。

項3 貸付金元利収入、目1 中小企業近代化資金預託金元利収入は、予算額5,000万円で、

前年度同額を計上しております。

目2ふるさと融資貸付金元金収入は、予算額810万円で、前年度比較810万円の減となっています。

項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入は、前年度と同額の4,000円で、介護保険事務委託金を計上しております。

目2衛生費受託事業収入は、予算額213万円、前年度比較10万8,000円の減となっています。後期高齢者医療広域連合受託事業収入を計上しております。

項5雑入、目1滞納処分費は、前年度と同額の1,000円で、滞納処分収入を計上しております。

目2弁償金は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

39ページを御覧ください。目3違約金及び延納利息は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

目4納付金は、予算額66万7,000円で、前年度比較506万3,000円の減となっています。雇用保険料納付金を計上しており、前年度計上いたしました派遣職員給与等納付金は十勝市町村税滞納整理機構への職員派遣期間が満了したことにより皆減となっています。

目5雑入は、予算額1,296万2,000円で、前年度比較2,287万8,000円の減となっています。41ページを御覧ください。雑入の説明欄、下から4行目、乗合タクシー事業精算金104万円は、前年度比較189万8,000円の減となっています。下から3行目、柔剣道場利用収入41万2,000円、下から2行目、トレーニングセンター利用収入144万円は、指定管理者制度への移行に伴い、指定管理者から光熱水費等相当額を徴収するため新たに計上をしております。最後の行、肥料価格高騰対策事業交付金55万1,000円は、村営牧場維持管理経費の財源として新たに計上しております。なお、前年度3年ごとに事前納付金と追加負担金との清算が行われることから計上いたしました退職手当組合事前納付金清算金1,346万円、地域脱炭素化促進事業の財源として計上した日本環境協会補助金1,000万円はいずれも皆減となっております。

目6過年度収入は、前年度と同額の1,000円を計上しております。

42ページを御覧ください。款21項1村債、目1緊急防災・減災事業債は、予算額6,180万円で、前年度比較4,690万円の増となっています。更別消防団運営経費の小型動力ポンプ付積載車購入の財源として1,350万円、非常用発電機設置に伴う社会福祉センター改修工事の財源として4,830万円を計上しております。

目2一般単独事業債は、予算額480万円で、前年度比較130万円の増となっています。イタラタラキ川バイパス排水路緊急浚渫推進事業の財源として計上をしております。

目3辺地対策事業債は、予算額4億4,210万円で、前年度比較4,080万円の増となっています。各辺地に係る公共的施設の総合整備計画に基づき実施する橋りょう改修事業、村道整備事業、スクールバス購入事業の財源として計上をしております。

目4過疎対策事業債は、予算額1億880万円で、前年度比較3,660万円の増となっていま

す。道営事業（ハード）は420万円、更別農業高校生徒確保等支援事業は850万円、いずれも増額で計上をしております。道営事業（ソフト）は130万円、子ども医療費無料化事業は30万円、学校給食費保護者負担軽減事業は40万円、いずれも減額で計上をしております。歯科診療所医療機器等整備事業1,320万円、宅地分譲整備事業1,970万円は皆増で、前年度計上いたしました村史編さん事業は皆減となっております。

43ページを御覧ください。目5臨時財政対策債は、予算額2,286万7,000円で、前年度比較4,353万9,000円の減となっております。令和5年度地方財政対策によれば市町村の臨時財政対策債発行可能総額は9,946億円で、前年度比較7,859億円、44.1%減額されており、発行額は前年度を下回るものと想定しております。

なお、目1緊急防災・減災事業債は元利償還金の70%、目2一般単独事業債は元利償還金の70%、目3辺地対策事業債は元利償還金の80%、目4過疎対策事業債は元利償還金の70%、目5臨時財政対策債は元利償還金の100%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款16財産収入から款21村債までの説明が終わりました。

一括しての質疑の発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 35ページの寄附金に関してでございます。ふるさと納税分というお話でありまして、毎年の上昇率分というのはそのときのなさる方によってももちろん変わってくると思いますけれども、やはり返礼品の魅力度アップにつきましても、何回かお話が出たかと思いますが、していかなければならないと感じております。他の町村と競り合うということではございませんが、この返礼品に関しての考え方もやはり上昇志向でいかなくはならないのではないかと感じております。また、このふるさと納税に関わる返礼品は別といたしまして、業者も何か所かございますし、仕事の委託も存じておりますけれども、日本旅行さんですとかございまして、新規返礼品の開発等に関わっていただいて、大変ありがたく思っておりますけれども、村としてのふるさと納税全般に関しましての意気込み等も含めましてお伺いしたいと思っております。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ふるさと納税増収の取組ということで、これまでも様々なふるさと納税のポータルサイトを活用して、幅広くふるさと納税を募るですとか、それからふるさと納税に関する業務委託は幅広く業者に委託して進めているということでこれまでもご説明をさせていただいたところでございますが、やはりふるさと納税の増収を図る上で重要なのは返礼品ということになりますので、それはできるだけ多くの方に目に留めていただくように、できるだけポータルサイトを活用した返礼品のPRなどに努めていくということがまず1つと、あとはどれだけ魅力的な返礼品をお届けできるかということにかかっておりますので、これについても業務委託をした上で進めてはおりますが、なかなかそう簡単にはい

かないというところもあって、委託業務の中で鋭意努力していただいておりますが、なかなかすぐにできるものではないので、それは引き続き根気強く、様々な方にご協力をいただきながら、返礼品の開発は進めてまいりたいと思います。そういう新しい返礼品の開発も一つありますけれども、例えば更別村で生産されたもの、農産物ですとかそれを原料に加工して製品を作っている業者さんも十勝に限らず道外にもいらっしゃいますので、そういったことの調査も委託業者には進めていただいておりますので、そういったことも返礼品にすることが可能でございますので、そういったことも引き続き調査をしてまいりまして、引き続きふるさと納税の増収に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 前向きにお話しをいただきました。今後とも様々な農産品も使いつつ、それが含まれていけばふるさと納税の返礼品に加工等もしたらよいかと思うのですけれども、そういったものも進めていただければと期待をしております。

それと、1つ訂正させていただきたいと思います。先ほど会社名を出してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。失礼いたしました。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 やっぱりこの制度があるということで、貴重な財源ということでございますので、これは常に増収を図る取組をしていかなければならないのだというふうに思っておりますので、引き続き努力したいと思います。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 すみません。関連質問で1点質問させていただきます。

本当にふるさと納税大変苦慮しているという部分があって、十勝管内の近隣見てもいろんな施策を打ちながらということで、伸びている町村もあつたりということで、ちょっと歯がゆい部分正直言っているのですけれども、更別はどちらかという、一般質問もさせていただきましたけれども、平均1年間1,000万強の着実といいますが、確実なる寄附をいただいているという実態があるのですけれども、気になっているのが今の返礼品の関係もあるのですけれども、つい先日、新聞紙上で公表されましたけれども、十勝管内寄附金の状況とそれに対する返礼品、いわゆる費用対効果というか、納税額と費用の在り方についての一覧表が出たのですけれども、更別が残念ながら60%費用をかけているということで公表されました。これは、今、説明がありましたように大変重要な、大切な自主財源になりますので、その点、それはそれぞれの町村の葛藤かもしれませんけれども、そこまでかけてという部分、正直言って。少ない町村だと40%だとか三十何%という部分もありましたけれども、それはそれとして、ちょっとやっぱり半額以上の、寄附をいただいている中の60%を費用に使うという部分がこれ村の捉え方として、確かにふるさと納税いただくという部分の手法はいろんな部分つらい面あるかもしれないけれども、そこまで費用を

かけてという部分がまずそれが正しいというよりも、その捉え方はどうなのかなと、まず1点。

それと、本来的なふるさと納税という部分、なかなか認知度は低いかもしれないけれども、これだけポータルサイトだとかいろんな部分の広げている中で、やっぱりその費用もかかっているわけですし、プラスアルファもかかっているわけですから、その点十分慎重に進めていただきたいと思いますし、一般質問もさせていただきましたけれども、もっともっとPRの仕方、更別村としてのPRの仕方もしっかり僕は少し遅れているというふうに思っています。その面で、過大解釈しているのかもしれないけれども、そのために地域おこし協力隊である程度PRもしたい、冊子も作りたい、いろんな提案しているわけですから、そこは複合的に協力体制、一丸となって更別をPRするという形になっていかないと、観光協会もあります。附帯して、しつこいようですけれども、とかち帯広空港には中札内村とかいろんな部分のパンフレットすごく置いています。だけれども、更別という部分では、パンフレットを置いた、置かないというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうPRの仕方も含めた対応をしていかないと、返礼品ありきではあまりにも、質問もしたくない部分はあるのですけれども、ちょっとやっぱり費用の部分の在り方も一考察入れるべきだというふうに思っていますので、その考え方も含めて説明いただければと思います。お願いします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ふるさと納税の寄附額と経費に関する報道がされたところでございますので、その経緯を簡単にご説明したいと思います。

令和3年度から、これまでもご説明させていただいたとおり、ポータルサイトによるふるさと納税の受付ですとか、礼状、寄附金受領証明書の送付、それから寄附採納贈呈品の配送、それから寄附採納贈呈品の開発といったふるさと納税に係る業務を幅広く委託させていただいて、効率的な取組と増収を図るということでこれまでも進めてまいりました。令和3年度から業務を委託しているということで、この令和3年度初期費用が発生しまして、村が活用しているポータルサイトのリニューアル、それから配送システム、コールセンター、寄附管理システムの導入に係る委託料ということで、初期費用ということで277万2,000円を支出しております。これが大きくて、報道にあったとおり、寄附額の5割を超えたことになりました。結果的にそうってしまったのですが、これはあくまでも初期費用なので、令和4年度以降はこの費用を支出することはないので、寄附総額に対する経費の比率は5割を下回るということで見込んでございます。

それから、ふるさと納税の増収を図る上での経費の話ですけれども、令和4年度のふるさと納税の動向は、これから国や報道とか、いろいろなところから出てくるとは思うのですが、これは一つの見方なのでは思うのですけれども、ふるさと納税を多くいただくために経費をかけたところが増収をしていく一つの傾向があるのと、あまり経費をかけていないところが先細りの傾向にあるということがどうしてもあって、できるだけ国から示さ

れた基準もあるので、許される範囲ではございますが、ある程度の経費をかけながら増収を図ってまいりたいということでございます。

それから、地域おこし協力隊や観光協会のお話もご質問をいただきましたが、観光的なものとの連携ということも考えられますし、あとは特産品の開発といったことも業務としてございますので、そういったところも連携図りながら、引き続き増収に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 先ほど同僚議員からもありましたけれども、返礼品は相手方にとってのプラスということはあるのですけれども、村側にとってのふるさと納税、僕はクラウドファンディングというところで一般質問もしたのですけれども、そういった村の意義とか意気込みに対する考え方というものを改めて説明いただきたいなと思うのです。というのは、今どうしても費用対効果の部分があると思うのですけれども、僕はこのふるさと納税に関してはある程度費用がかかっても、違うクラウドファンディングのやり方はどうだいということを行ったのだけれども、やはり自由に使えるお金というものをどのように村の課題に対して大きく、それこそ地方分権というところ、更別村のためにいろんな人がお金をくれて、この財源を更別村の課題に向けて使ってほしいというところが一番にあると思うので、費用対効果というところよりも、その意義と言ったら分かりやすいのですか、村に課題があるから自由なお金をふるさと納税で手に入れられるわけですから、そこに対してのふるさと納税をやる意義というものは決して返礼品ということが僕に最初にくるべきではなくて、村が課題を持ってこういうふうに取り進めたいのだという意義や意気込みがあつてふるさと納税があるべきだと思うのですけれども、その辺の考え方はどのように持っているのか改めて説明いただければと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ふるさと納税の制度そのものが更別村への共感ですとか、そういったものがあつてふるさと納税を納めていただくというのが制度の本質ではあるかとは思いますが、そうあるべきだろうと僕も思います。そういったことの実現が可能であれば、それは村としても進めていかなければならないことだと思っています。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款16財産収入から款21村債までを終わります。

これで一般会計歳入予算を終わります。

第2条、地方債に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、地方債について補足説明を申し上げます。

5 ページをお開きください。第2表、地方債でございます。起債の目的、緊急防災・減災事業債は、限度額6,180万円、償還の方法は政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等の融資条件による。ただし、村財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができることとするものでございます。一般単独事業債は限度額480万円、辺地対策事業債は限度額4億4,210万円、過疎対策事業債は限度額1億880万円、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも緊急防災・減災事業債と同様でございます。臨時財政対策債は、限度額2,286万7,000円、利率は年3.0%以内（ただし金利見直し方式で借入れる政府資金、地方公共団体金融機構及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）とするものでございます。起債の方法、償還の方法は、緊急防災・減災事業債と同様でございます。

以上でございます。

○議 長 第2条、地方債の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで第2条、地方債を終わります。

この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 117ページの農業の、これ非常に質問しづらいのですけれども、骨格予算で、政策予算が恐らく外されているとまた答弁されると思うのですけれども、先般、堆肥のことは質問したのですけれども、推進会議、村長が頭で組合長が副、そしてあと事務局と。予算書というのは随分以前から見ると減っているような、過去の数字持ってきていないのですけれども、それで今の考え方ちょっと確認をさせてください。今、非常に昨年度から農業が厳しい状況に置かれているのは承知ですね。それで、以前は試験圃がありまして、技術者が1人定年退職した人が行って、それで技術指導をしたり、冊子を出したりして、それはもう必要ないよということでそれを廃止されまして、この予算でどういう形で農業の、今は恐らく危機だと私自身は思っているのですけれども、だからその辺が核にな

って、これからの、例えばこの間の年末の餌のことも含め、それから肥料については、金肥については国が今補填で事業進んでいますけれども、今一番この辺の組織がJAとタッグを組んでいろいろ論をして、将来構想を出していくべきだと思うのですが、何か見ますと事業がだんだん縮小されているような感じなのですが、東大があそこに大豆を作りまして、委託をしまして、大豆畑を見ていましたけれども、そちらに変更していくのはいいのですが、ちょっと考え方が、ドローンなり、それから無人のトラクターなりいろいろやってくれる。もう少しこの辺が農家個々に十分に発信されてこないかなと思っているのですが、その辺産業課長が答えるのですが、どうも農業者から見ますと、今、危機的状況にある農業者に対しての行政の考え方、JAは別組織ですからいいのですが、その辺のタッグの組み方も含めて、その辺どうやってこういう数字が、推進会議の在り方、担い手センターの在り方も含めて、産業課長が答えるのでしょうか、その辺の整理をして今の危機的状況に僕は臨んでほしいと。6月に政策予算出すと言われればそれはそれで結構なのですが、もしお答えがあるのであれば。

○議長 高橋産業課長。

○産業課長 農業経営・生産対策推進会議の関係でご質問をいただきました。令和5年度の予算ということで、こちらのほう117ページのほうに出ている部分につきましては95万円というふうな金額になっているところがございます。昨年の金額よりは減っているという部分がございますけれども、一応支出のほうとしましては、今、おっしゃったような試験圃の管理の経費であったり、あと畜産部会であったり、それぞれ部会がございまして、そちらのほうで行う事業等について予算を見させていただいているところがございます。今おっしゃられたように農協とタッグを組んで、こういう農業経営等について検討している組織でございます。

今回の農業危機の部分については、昨年来より始まっているところで、こちらのほうの内部の部分でも協議等は行っているところではございますが、なかなか大きな課題等があって、必要に応じてそういう予算に反映するという部分はございますけれども、あくまでも現時点においての必要枠というふうな形で、例年見込んでいる予算というふうなことで組みさせていただいているところがございますし、昨年はこちらのほうでつくっている計画等の策定があったものですから、その部分で経費等もかかっている部分がございます。今年も若干下がってはおりますけれども、昨年来から議員にもご質問いただいております農作業事故の関係の取組等も含めまして、啓蒙資材の購入だとかということで、こちらのほう非常に多くの予算を見込んでいるところがございます。そういった部分について取組を進めておりまして、いろいろと農業課題に対する事項について検討を取り組んでいるようなところでございます。今年の部分の予算については、あくまでも現時点において必要な部分ということでこのような予算組みにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 課長のほうから言っていたからあれなのですけれども、推進会議とか農作業事故の啓蒙も含めて、だからそういう農業者と行政とのつながりのために首長が頭で、だからやはりお金ばかりでなくて、技術者なり、それは道職員も入れて論議していかなければ駄目だと思うのです、更別の農業の将来を。先日も質問しましたけれども、危機的状況で、後継者がいなくてリタイアする人は定年退職と思えばいいのですけれども、言葉は悪いのですけれども、負債を持って、餌高に対応できなくてリタイアされた方も、これは詳しく言えませんけれども、そういう危機的状況に置かれたときにこの組織が十分活動していないとは言わないです。どうも以前とは違う。目がドローンなり、無人トラクターに行くのは結構なのですけれども、もう一回足元、農業者とタッグを組んで、どうもその辺が弱いとは言いませんけれども、報告もないですし、ちょっとあれしますとバイオマスも一時休止をしますと文書に書いてあるのです。検討するもない、休止をしますと推進会議の文書に書いてあったので、非常に残念な気がしている。それは金額高いし、更別の堆肥ではふん尿プラントは無理だとしても、やはりそこで論議をして、どういう形で将来的にふん尿なり、バイオガスを考えていくのか、将来のあれがちょっと見えていませんので、ここで、今、質問させていただいているのですけれども、農作業事故については本当に恥ずかしいぐらい更別は事故が多いのですから、それはもう当然として知っていてももらいたい。バイオマスについても、それから将来的なことを含めてもやっぱり酪農家と、特にJAなのでしょうけれども、いつも話合いをして、休止をしますとかもうやめますと報告書に書いてあったら、それはやっぱりバックの政策だと私自身は思っています。今この緊急事態が何年続くか分かりませんが、もしかしたら好転するかもしれませんが、その前にリタイアしてしまったら元に戻らないのです。大企業が入ってきて集中管理すると、そういうことにもならぬでしょうし、その辺をやっぱり慎重にというか、もう少し、せつかく推進会議というものがあるのですから、これを核として農業のことに論議してほしいし、目標を決めてほしいと思っております。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 推進会議の活動等について若干弱いというか、そういったようなお話だったかなと思うのですが、特にここ数年はちょっとコロナの影響等もあって、なかなか本来の事業というも行えていない部分もございまして、今後正常化というか、そういう形の中で、ましてや今農業危機になっている部分でそういった必要な部分については当然議論、検討等を行って、対策等を練っていく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

また、バイオガスプラントの関係で休止するというふうなことなのですが、あくまでも中止とかという形ではなくて、生産者も含めて検討を進めてきたわけですが、いろいろとやはり資材等の高騰などもあって、なかなか運営等が難しいという中で、苦肉の策ではあるのですけれども、この際は一度休止をしてというふうな形でございまして、そういうのが整えばまた再開するというふうなものを含めての考えでございます。

以上のようなところで取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 先進的農業とか無人トラクターとか、それからドローンとか、必然的に入ってきて、それも運用されていますし、ですけれども既存の農家が嫌気が差すとかリタイアをするということは、急になったものではなくて、これは積み重なってきたものがありますから、過去からの農業政策もありまして。だから、その辺を少し技術者も含めて、指導者もいるのでしょから、推進会議等でももう少し地道な活動といいますか、それは立派な東大さんが来て、いろんな講習もしてくれているでしょうけれども、批判しているわけではないのです。バイオガスもほかの町村はできて、更別は何でできないのかと、まずそこに疑問点持ったらいい。酪農家がまとまっていないのか、経費高いから今では無理ですよと、だからその辺のことを順々に詰めていって、生産者と、酪農家と理解を求めて次の段階、段階といかないと、無人トラクターとドローンでは農業できませんから、厳しい話ですけれども。やっぱりいつも言っているように農業は、若者が1人育っていくのに何十年と、10年、5年で一人前にならぬでしょうけれども、その辺をきちっと下から積み上げていく、土づくりから始まって、必要だと思うのです。答えるのわかりますけれども、そういう気持ちです。予算案もそうでしょうけれども、人づくりも大事だということで終わらせていただきます。

(何事か声あり)

○議 長 村長、骨格予算だからあまり村長しゃべらないほうがいいと思うのですけれども……

(何事か声あり)

○議 長 西山村長。

○村 長 ありがとうございます。松橋議員さんおっしゃるとおりです。私は、ドローンとか自動トラクターだけで農業が営めるというふうには考えておりませんし、それはあくまで技術というか、家族労働の軽減とか、所得の増加という点とか、技術の向上ということであります。基本はやっぱり土づくりであると思っていますし、推進協議会の長をさせてもらっていて、それぞれの部会に分かれていますけれども、中身としては道の方とか普及所の方も入って、かなり詳しい論議を重ねております。特にバイオガスにつきましては、このように休止というふうになってはいますが、本当につくる寸前まではいきましたので、その論議はかなり生産者の方と詰めました。そして、さあ、いよいよというときに今度の酪農危機というのですか、そういうところに入ってきて、半ばそういうような外的な要因も含めまして、また電力等の売電のところも含めまして、いろんな悪条件が重なってきたと。この点については、一歩とどまる必要があるのではないかとということで、決して諦めたわけでもありませんし、私は前からバイオガスとかそういう形も循環農業と

いう点では絶対必要だというふうに思っていますので、その点はしっかりやっていかなければいけないなというふうなことは思っています。松橋議員さんおっしゃるとおり、これ以上は議会、議長からもご注意を受けていますから、骨格予算であるということですので、次の方が多分農業危機で、私もちょっと歯がゆい思いしていますけれども、本当に手だてを打って、堆肥のところも含めてそうです。かなり議論をしました、つい二、三日も。自給飼料の面とか、どういうふうに支援をしていったらいいのかということも農協さんとも話をしていますし、各部も詰めています。速やかに、できるだけ酪農畜産、そして畑作も今影響どんどん出てきていますから、その部分は次の方もやっていただけるというふうに確信をしていますので、その点は本当に政策予算等で反映をしていながら、村の農業を守っていくということを私としては本当に期待をしております。

以上であります。すみませんでした。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 すみません。184ページの関係、職員の関係で少し確認だけさせてください。これは勝手な私の思いかもしれませんが、新事業年度10名の一応採用予定ということで、増員になるということで、これは今の村の業務内容から見て増員という形をお願いといいますか、され、私どもも必要ありということで感じたところでありますけれども、たまたま令和4年度3月末で退職者も出るということでございまして、全体的に82名の人員体制で業務遂行しようとしているわけなのですけれども、心配されるのが基本的に退職者、経験ある退職者、定年退職も含めて出ているということで、新たに10名という形で、これなかなか人員の頭数がそろったというだけではちょっと業務遂行どうなのかという単純に心配事があるというまず質問をさせていただきたい。

それと、令和4年の事業の推進から見て、提案でもありましたように時間外労働の部分、細かい点は分からないけれども、徐々に徐々に増えてきているという部分、それらを含めてどう改善し、令和5年度に向けてどのような体制づくりなのか。ある意味では、申し訳ないけれども、職員採用においてすぐ戦力になる、ならないといってもやっぱりそれなりの学習も必要になってくるという経過措置も必要でしょうし、そういう部分どう捉えて、どう進めていくのか、ご説明いただければありがたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 給与費明細書に記載のあるとおり、本年度で10名の採用ということで予定をしております。退職者も多いので、新しく採用になる職員、役場職員としてゼロからのスタートでございますので、職員の採用に関しては町村会の採用試験を通じて採用に努めていますけれども、これはできるだけ優秀な職員を採用することが大事だということと、それをしっかり育てていくということはやっぱり職員を育てていく上では非常に重要でございますので、そういうことはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それから、時間外勤務手当の増加という点でございますけれども、業務量の増加の状況にありますので、時間外勤務が増加しておりますことから、限られた人数の職員で業務を

執行してございますので、ある程度時間外勤務手当を支給しながら時間外勤務を命じて業務を行っていくということは、ある程度はしょうがないということだとは思いますが、それがあまりにも多くなってしまえば、これは職員が勤務していく上ではやはり問題になってくると思いますので、時間外勤務ある程度はそれは仕方がないのですけれども、それはできるだけ少なくしていくのだという取組も踏まえた上でそういうことになるかと思っておりますので、そういった職員の勤務環境にも配慮しながら、環境を整備してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 なかなか難しいというよりも回答しづらい部分あるかもしれないという部分は申し訳なく思っておりますけれども、ただ心配されるのは、幾ら優秀な職員であったとしても基本的に専門職でないということを考えれば、総合職等を採用をもししているというのであれば、行政の業務というのは広範囲にありますから、やっぱり配置によってはなかなか1年、2年では、覚える、覚えなくてはなくて、しっかり業務遂行できる、どんな優秀な人であってもその分の経過措置期間があるということで、その面の停滞が10名という大幅に変わるという部分の心配があるということでの質問をさせていただいておりますので、その点十分配慮していただきたいという部分があります。

それと、定年退職者等も含めて、そういう力もある意味では借りていく必要もあるかなと思っておりますので、そこは分からない部分あるのですけれども、再任用も含めてどう考えていくのかという部分も加えた中での考え方もあってしかりなのかなというふうに思っております。

時間外については、やむを得ないという部分はやむを得ないということで終わらせるというわけにはいきません。やっぱりそれはこれからの労働環境も含めてということで、減らしていくという部分の信念がなければ駄目です。そのための人員配置も必要になってくると、それはもう一連の中の工程の中でなってきますので、やむを得ないというのはそれは言葉として、僕言葉尻取るわけではないので、あれだけれども、それをいかに減らしていくか。それと、本当に、同僚議員も先般申し上げたとおり、管理職、時間外多過ぎます、働き過ぎというよりも。これ管理職から少なくしていかなければ、部下は管理職も見てという部分もありますので、そこをやっぱりどうタイトな関係で管理職も頑張っている程度減らすのだと。7時半になったらもう家にいるのだとか、7時になったら家にいるのだとか、そういう形にしていかなければ、決して一般職だけが時間外ということではなくて、管理職の負荷も物すごく多いということを私たちも正直言って外部で見えています。見ているがゆえに、それを全体に改善していかないと、これは全体的によくならない。人員配置も含めてという形の中で、適正配置も含めて、あるいは人員の確保数も含めて、総体的な課題になると思うのですけれども、そういう面しっかりと踏まえながらやっていかないと、私が心配しているのは村民に対するサービス事業のサービスの一環ですので、これは滞っ

てはいけないという部分があります。事業も拡大していきます。そういう面での押さえ方をしっかりとした人員配置と再雇用も含めてどういうふうに考えているのか。令和5年度どういうふうな形で改善を図っていくのか、思いがあればご説明いただきたいと思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 まず、残業時間の増加というのは、業務量が増加しているというところになりますので、そこは我々としても改善していきたいと思っております。適正な人員配置に心がけて、そういう配置をしていきたいというふうに考えております。

また、働き方改革ということで、いろんな面でそういったところもできるようにしていきたいと。そういう意味合いでデジ田を使った上での行政DX化、省力化、そういったところにも今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、先般定員のほうを増やしていただきました。こちらのほうにつきましては、定年退職された方の再任用とか、そういったところ優秀な方についてはまた引き続きお持ちになっている知識であるとか経験をそういったところに、業務のほうに生かしていきたいというふうに考えております。

また、新規採用につきましても今のところ辞められた方の補充というような形になっております。新たに新規で採用された方、新卒であるとか社会人経験を持っている方、そういった方について先ほど総務課長がご説明したように優秀な方を採っていくというふうには考えております。また、定員外になると思うのですがけれども、道のほうからの派遣であるとか、また起業人制度を活用して専門知識を持った民間の方とか、そういった方についても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 本当に副村長よろしく申し上げます。基本的には人の働き方改革だけではなくて、いろんな部分が絡んできますので、やっぱり何かをやるのは人の力ですので、デジ田だ、デジ田だといっても、デジ田に向かうシステムづくりだとかいろんな部分もそれも業務の一環となってきますので、そちらに目を6割も7割も向けるというような体制づくり、これは好ましいことではないので、やっぱり行政も含めてやるのはサービス、行政サービスの一環としてどうあるべきなのかという部分が一番大切なところですから、そちらのほうにばかり時間を取られて、村民と向き合う時間がない、システム開発だ、システム導入だという部分に振り回されてしまうと、はっきり言って誰の目にも見えない中の時間外というか、時間を過ごすという形になりますので、本当に副村長が言っていたように退職される職員の人材も含めて、ノウハウも含めて有効に活用していただいて、逆に言えば令和5年の事業推進が円滑に進めていけるような形でぜひともお願いしたいと思います。職員の健康管理も含めて、十分配慮していただきたいと思いますというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議 長 ほかに全体を通してありませんか、歳入歳出、一般会計。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長 以上で一般会計予算の質疑を終了いたします。
ここで昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和5年度更別村国民健康保険特別会計予算の審議を行います。

事業勘定の歳出について補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和5年度の国民健康保険特別会計事業勘定予算の説明をさせていただきます。

210ページになります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額527万8,000円、前年度比較7万2,000円の減額です。主なものは、総務一般事務経費の節17備品購入費、こちらにつきましては国保のシステムの印刷用のプリンター購入費用ということで11万円の増額となっております。なお、昨年度実施の国保電算整備事業17万6,000円は皆減となっております。

目2連合会負担金は、予算額38万1,000円で、前年度と同額となります。

211ページを御覧ください。項2徴税费、目1賦課徴収費、予算額20万8,000円、前年度比較1万3,000円の増額です。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、予算額34万2,000円、前年度同額となります。

212ページになりますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1療養給付費は、予算額2億4,895万2,000円となりまして、前年度比較533万7,000円の減額で、過去3年間の医療費の給付実績などから推計しております。

目2療養費、予算額176万4,000円、前年度比較20万4,000円の増額です。

目3審査支払手数料は、予算額93万7,000円で、前年度と同額となります。

項2高額療養費、目1高額療養費は、予算額2,640万円、前年度比較12万円の減額となります。

213ページ御覧いただきたいと思います。目2高額介護合算療養費は、予算額10万円で、前年度と同額となります。

項3移送費、目1移送費は、予算額6万円で、前年度と同額となります。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、予算額600万円、前年度比較96万円の増額で、12件分を見込んでおります。なお、令和5年4月から1件当たり42万円から50万円に引き上げられております。

目2支払手数料は、予算額3,000円、前年度同額となります。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、予算額15万円で、前年度同額となります。

214ページになりますが、款3 国民健康保険事業費納付金、こちらは北海道が決定した納付金を納めるということになっておりまして、項1 の医療給付費、目1 医療給付費は予算額1億5,404万8,000円、前年度比較356万9,000円の増額となります。

項2 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金等は、予算額5,067万円、前年度比較315万の増額となります。

項3 介護納付金、目1 介護納付金は、予算額1,769万3,000円、前年度比較1万3,000円の増額となります。

215ページになりますが、款4 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 共同事業拠出金、予算額1,000円で、過年度精算金が発生した場合の科目存置としての会計となります。

次の216ページになりますが、款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、予算額450万6,000円で、前年度比較39万7,000円の増額です。説明欄(1)、特定健診・特定保健指導事業、節12の委託料で、こちらにつきましては特定健康診査委託料においての利用者の推計によりまして増額としております。

項2 の保健事業費、目1 保健衛生普及費は、予算額1,073万2,000円で、前年度比較132万9,000円の増額となります。主なものは、説明欄(1)、保健衛生普及事業で34万5,000円の減額となります。こちらは、昨年実施しております健康かるてシステム導入経費35万円の減が主な要因となっております。217ページになりますが、説明欄(3)、国保ヘルスアップ事業、こちらは国保被保険者の健康の保持、増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に取り組む事業となっております、その財源につきましては北海道保険給付費等交付金の保険者努力支援分、それから特別調整交付金として交付されております。なお、節12の委託料、国保医療費分析作成委託料165万円増額しておりますが、こちらは第4期特定健康診査等実施計画を策定することになっておりますので、そのことによって増額となっております。

218ページになりますが、目2 疾病予防費は予算額60万1,000円、前年度同額で、前期高齢者のインフルエンザ、それから肺炎球菌予防接種の負担金となっております。

219ページになりますが、款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金積立金は、予算額215万8,000円で、前年度比較215万5,000円の増額となります。説明欄(1)、財政調整基金積立金は、節24の積立金、積増分につきましては国保広域化によりまして保険税率の引上げが今後想定されておりますので、急激な保険税率の上昇にならないように基金を活用するために今回積み増しを行っていくものであります。

220ページになりますが、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金は、予算額25万円で、前年度と同額となります。

目2 の退職被保険者等保険税還付金、こちら予算額5万円で、前年度と同額となります。

目3 一般被保険者還付加算金は、予算額1万円で、前年度と同額です。

目4退職被保険者等還付加算金は、予算額5,000円で、前年度と同額となります。

項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金、予算額4,095万円、前年度比較982万6,000円の増額です。主な要因は、説明欄(1)、直営診療施設勘定繰出金、次のページになりますが、診療施設整備分893万5,000円につきましては国保診療所改修経費について北海道特別調整交付金が交付されますので、国保診療所へ繰り出しをするものになっております。

項3目1過年度過誤納還付金は、予算額1,000円で、前年度と同額を計上しております。

222ページになりますが、款8予備費、項1予備費、目1予備費、こちらは予算額852万1,000円で、前年度比較13万9,000円の減額となっております。

以上で歳出の補足説明となります。

○議 長 事業勘定歳出の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 確認も含めてなのですけれども、213ページ、先ほど出産育児一時金という話で、12件と言いましたか。なぜ確認したかというのと、これ1年間に生まれる子どもの数ですよ。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 こちらは、国民健康保険に加入されている方の出産一時金となっておりますので、社会保険だとかはそれぞれの健康保険から出されますので、おおよその推計として12件ほど見させてもらっていますので、実際の出産に合わせてまた増減するのかなと思っております。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 ちょっと勘違いしていました。村内で生まれる人の数が12件かなと思つたもので、分かりました。すみませんでした。

○議 長 ほかによろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定の歳出を終わります。

事業勘定の歳入について補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、引き続きまして事業勘定の歳入についての補足説明となります。202ページ御覧いただきたいと思つています。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、予算額1億8,609万円となっております、前年度比較695万5,000円の増額となります。所得推計により推計しております。

目2退職被保険者等国民健康保険税は、予算額3,000円、前年度同額で滞納繰越分のみを科目存置として計上しております。

203ページ御覧ください。款2一部負担金、項1一部負担金、目1一部負担金、予算額1,000円で、前年度同額となっております。

204ページ御覧ください。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1出産育児一時金補助金は、予算額6万円で皆増となっております。出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられたことによりまして、国庫補助金で1件当たり5,000円が交付されます。なお、この補助金につきましては、令和5年度限りの制度となっております。

205ページ御覧ください。款4道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、予算額3億5,113万5,000円で、前年度比較542万5,000円の増額です。節1普通交付金は、歳出の款2保険給付費分が交付されます。節2特別交付金は、前年度比較971万8,000円の増額で、主に特別調整交付金の直営診療施設整備分893万5,000円の増によるものです。

項2財政安定化基金交付金、目1財政安定化基金交付金は、前年度と同額の1,000円となっております。

206ページになりますが、款5財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、予算額3,000円で、前年度同額となります。

207ページ御覧いただきたいと思えます。款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算額3,087万2,000円、前年度比較421万4,000円の増額となります。節1保険基盤安定繰入金は、前年度比較187万9,000円の増額となります。節2出産育児一時金等繰入金は、出産数を12件分と推計しておりまして、その3分の2相当分を繰り入れるものでございます。前年度比較は64万円の増額となります。節4その他一般会計繰入金は、前年度比較169万5,000円の増額です。事務費対象分として第4期特定健康診査等実施計画策定委託料分が主な要因となっております。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、予算額1,181万6,000円で、前年度比較78万6,000円の減額となっております。

208ページになりますが、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、予算額10万円で、前年と同額となります。

209ページになりますが、款8諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金は、予算額6,000円で、前年度と同額となります。

目2加算金は、予算額2,000円で、前年と同額となります。

項2雑入、目1雑入は、予算額68万1,000円で、前年度比較8万円の増額です。

目2保険給付費等交付金は、予算額1,000円で、前年度同額となります。

以上、事業勘定の歳入の補足説明となります。

○議 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで事業勘定歳入の質疑を終わります。

診療施設勘定の歳出について補足説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の歳出予算についての補足説明を申し上げます。

予算書の235ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、

予算額 5 億 1,795 万 1,000 円で、前年度比較 2 億 3,238 万 6,000 円の増です。説明欄 (1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、施設機器の保守・管理・点検委託料で前年度比較 177 万円の増となっております。光熱水費において電気料金の上昇により 141 万 4,000 円の増、国保診療所清掃業務委託料において人件費の増により 32 万 6,000 円の増としています。236 ページをお開きください。説明欄 (2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、村有建物修繕費で令和 4 年度は医師住宅において経年劣化によるクッションフロアの張り替えなどを実施したことから 58 万 2,000 円の減としています。説明欄 (3)、総務管理経費は、職員 11 名分の人件費であり、前年度比較 34 万 6,000 円の減となっております。詳細につきましては、245 ページから 250 ページの給与費明細書のお目通しをお願いいたします。(4)、総務一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、旅費、事務用消耗品費、医療業務委託料、医療業務用システム使用料などで前年度比較 1,302 万 6,000 円の増となっております。237 ページを御覧ください。看護補助員につきましては令和 4 年度よりフルタイム会計年度任用職員としていますが、令和 4 年度は育児休業中の代替職員分として計上しました節 1 報酬で 114 万 1,000 円の減、節 3 職員手当等で 20 万 6,000 円の減としています。また、共済費について、2 年目より事業名でフルタイム会計年度任用職員給与等で措置するように変更となることから 495 万 5,000 円の減、医療業務委託料で医師の人件費の増と眼科領域の検査に係る専門医への委託料により 1,130 万 2,000 円の増、238 ページをお開きください。消費税申告業務委託料の計上により 138 万 6,000 円の増、公課費、消費税で令和 4 年度分と令和 5 年度中間申告分を概算で計上し、615 万円の増としています。説明欄 (5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、医療事務職員 2 名と看護補助員 8 名分の給料等に係る経費で 1,978 万 1,000 円の増となっております。給料、看護補助員で 262 万 3,000 円の増、職員手当等、看護補助員で 343 万円の増、共済費で 688 万 1,000 円の増、239 ページを御覧ください。職員退職手当組合負担金で 651 万 8,000 円の増としています。説明欄 (6)、診療施設改修事業は、診療所増改修に係る監理委託料と改修工事費で 1 億 9,873 万 7,000 円の増です。概略としまして、増築部分では診察室 2 室をはじめ会議室、宿直室、医師の更衣室、予備室、書庫、物品庫を増築し、内部改修では発熱外来患者用のトイレ、看護補助員の休憩室、スプリンクラーなどを設置することとしております。国民健康保険特別会計診療施設勘定予算資料として図面を添付しておりますので、ご参照願います。

目 2 車両管理費は、予算額 42 万 4,000 円で、前年度比較 23 万円の増です。公用車の維持管理費で、令和 5 年度は車検整備の年となっております。

240 ページをお開きください。款 2 医業費、項 1 医業費、目 1 医療用消耗器材費は、予算額 717 万 5,000 円で、前年度比較 14 万 1,000 円の増です。医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費です。主には診療所増築に伴い診察室に備える医療器具を購入するため増額しています。

目 2 医薬品衛生材料費は、予算額 1,020 万円で、前年度と同額です。医療用薬品、予防接

種用ワクチンの購入費となっています。

目3 医療管理費は、予算額1,280万3,000円で、前年度比較6万7,000円の増です。説明欄(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、保守点検委託料、検査委託料などで、前年度比較6万7,000円の増です。内視鏡システム保守点検委託料において令和3年度に設備更新し、保証期間が終了したことにより21万7,000円の増、自動血球計数CRP測定装置保守点検委託料において機器を更新する予定であることから14万9,000円の減、241ページを御覧ください。光干渉断層計等保守点検委託料で、眼科領域の検査機器の保守点検を行うため20万4,000円の増としています。説明欄(2)、医療機器借上経費は、在宅酸素供給装置や睡眠時無呼吸症候群の治療器を必要とする方に対応するための経費です。

目4 寝具費は、予算額70万3,000円で、前年度比較7万2,000円の増です。入院患者の寝具、病衣の借り上げに係る経費です。

目5 医療用機械器具費は、予算額1,161万2,000円で、前年度比較480万4,000円の増です。医療用備品の購入費で、増築診察室用の画像診断ワークステーション2台、自動血球計数CRP測定装置等の購入を予定しています。

項2 給食費、242ページを御覧ください。目1 給食費は、予算額230万1,000円で、前年度比較21万9,000円の減です。入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。

243ページをお開きください。款3 公債費、項1 公債費、目1 元金は、予算額1,724万7,000円で、前年度比較326万2,000円の減です。説明欄(1)、長期債償還元金は、平成27年度以降に購入した医療機器備品並びにソフト分として医療業務委託料に係る起債元金の返済となっています。減額の主な要因は、平成24年度分ソフト分の起債の償還が終了したことによるものとなっています。

目2 利子は、予算額8万5,000円で、前年度比較1万円の減です。長期債償還利子です。

なお、詳細につきましては、251ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書がございますので、お目通しをお願いいたします。

244ページをお開きください。款4 予備費、項1 予備費、目1 予備費につきましては、予算額30万円で、前年度と同額です。

以上で歳出の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 237ページの総務一般事務経費の中で、12、委託料の中で眼科に関するところがあると思うのですがけれども、この辺の需要についてどのように捉えているのか補足説明をお願いいたします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 眼科領域の検査の委託料ですがけれども、対象としましては例えば糖尿病

から波及する目の疾患がないかどうか、あるいは緑内障、白内障の検査ということになります。今の糖尿病患者の更別でかかっている患者の概数等をおおよそ見込みまして、初めて導入するということですので、あくまで概算というふうになりますけれども、それら糖尿病、緑内障、白内障等ある程度想定しまして、大体500回程度の検査1年分で見込んでおりまして、予算計上させていただいております。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 500回程度の検査ということで、ほどほど需要があったり、村内の方も帯広に行かなくていいとか、そういった点の利便性があるのかなと感じます。しかし、ここでちょっと問題になってくることがあって、先生の数は限られていて、今診療時間も待ち時間が長いとかという状況になったときにさらに待ち時間が長くなっていくということも考えると、果たして本当に、需要があるのは分かるのですけれども、それなりの仕事量をこなして、お客さんが待ち時間なくやっていけるのかというところがあるのですけれども、ちょっと今その待ち時間の中で問題に思うところが今8時に番号札取ります。そして、8時45分に受付します。9時から診査開始という時点で、まずこの時点でのロスが本当にこれは診察するお客さんにとってタイムロス、待ち時間がなくスムーズに進めていけるシステムなのかなというところがあるので、その辺の考えとか、もうちょっと精査していかなければいけない部分があるのかなと思うのですけれども、その辺の考えはどのように捉えているのか、補足でお願いいたします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 待ち時間につきましては、ご指摘のとおり、ほかの患者さんからも長いということでご指摘を受けることがございますけれども、患者さんの病気だけではなく、その背景も見るということで、お話を丁寧に伺うというところからご説明させていただいているところです。

眼科の検査につきましては、最初は予約枠をつくって、予約をしていただく中で検査のほうを進めていきたいと思っております。検査機器を操作するのは看護師ということで現状では考えております。そういったところで、待ち時間に影響ないとは正直はっきり申し上げることはできませんけれども、最小限にしていけるように検討していきたいと思っております。

あと、受付時間と診察番号券取れる時間別々、8時に朝開所しまして、診察の番号券が取れる、受付は8時45分ということなのではございますけれども、受付開始時に受付カウンターの前に患者が並んで列をつくるということを緩和するためというふうに思っております。診察番号券を取れる時間になって、診察券を取っていただいた後に受付開始時間までに戻ってきていただければ、一旦席を外される、外出されることは患者さんの自由とさせていただきます。診察番号券を取って、受付の開始時間まで中には待合室ですずっと待って座っていらっしゃる方もいらっしゃいます。診療所としましては、一旦席を外されることを、ちょっと言い方あれですけれども、お勧めしているということではなく、そうい

った混雑の緩和のために今そうしているものでございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ありがとうございます。

待ち時間のことでもう少し説明していただきたいなというか、改善するところがあるのではないかなと思うのが8時に番号札、8時45分に受付、8時にまず番号札取って、一回帰る人は8時45分まで一回帰ったらどうという話ですよ。では、逆に、一回家に帰れる人ならいいのですけれども、体にハンディキャップ持って、足があれだとか、送り迎えしてもらっているという人だと、8時に来たら9時の診察まで1時間待たなければいけないのです。では、これ8時の番号札から受付まで本当にいるのという、僕はそうでもないと思うのです。列になるということも考えたりとか、あと問題になることって患者さん、実際病院に行っている人の話で聞いた中だと、どうしても番号札を取るまでに抜かされてしまったり、並んでいる人がもっと後ろに並んでいる人がさささっと靴脱いで、すうっと通って、番号札ぴゅっと取ってしまったと。そしたら、抜かされてしまったよということの不具合もあって、何か8時から番号札を取るようなシステムに変わっていったのだということも少しお聞きしているのですけれども、要するに受付の順番が正しく、受付の番号札の順番に受付ができればいいということなので、もうちょっと番号札の場所を変えてみるだとか、必ず列の順に並んであげてくださいという、マナーを守りましょうということである程度解決できるのかなと思うのです。結局はやっぱり一番大切になってくるのは、高齢者の足の悪い人とか送迎してもらわなければならない人とかという人のことを考えると、一番そこが不自由になってくるかなと思いますので、何かその辺はもうちょっと改良していく余地があるのではないかなと思います。

あと、加えて言うのであれば、今後スーパービレッジの関係で予約システムを構築していくような話も聞いているのですけれども、予約システム構築するまでには時間がかかるし、それは予約診察に限ったことを特定としてやっているのか、本当に来てくれるお客さんまで予約でできるとか、そういったところまでは詳しくは僕は知らないのですけれども、ほかの町村でもあるのが待ち時間、待ち人数の動画を流しているのです、ユーチューブで。ちょっと小さいカメラぼんとつけておいて、常にユーチューブを流しておいて、1番から5番まで待っていますとか、今は何番から何番までやっていますというふうにやってしまうと、単純に言えば午後から行こうかなと思っている人とか、今すいているから今がチャンスだなと思っている人がいたりとかして、待ち時間少なく、スムーズに、ストレスなく、ハンディキャップある人にも優しくできる対応だと思いますので、ぜひその辺の検討も進めていただくのはどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 待ち時間、診察番号券を取ってから診察までに45分ということなのですが、早くに來られて並ばれるという方は診察の順番を早くしたいということなのだと思いますけれども、そういう方は早く来て、中には足の不自由な方もそのまま8時に來られ

て45分の受付、9時の診察まで待合室で待っておられる方もいらっしゃいます。仮にこれを8時45分の受付開始と診察番号券を取れる時間を同じにした場合でも、結局早い順番の診察を望まれる方は、それなりに早く来て並ばれるのだと思います。なので、先ほどお話にもありました後から来た人が順番を抜かして、マナー、モラルを守っていないというところの呼びかけについてはしていきたいと思いますが、今の診察番号券を取ることができる時間と受付開始までの時間についてはそのようなことで、その時間を同時にしても結局早く並ばれて、その間逆に自由が利かないという部分も、ずっと並んでいて自由が利かないというところも出てくるのかなというところもありますので、所内でその部分はまた検討、そういったご意見を踏まえて、どういう形がいいのか検討したいと思います。

○議 長 企画側で病院の診察の予約の関係でもし説明できたら、計画的に。

大野副村長。

○副 村 長 今回デジタル田園都市国家構想の交付金の申請の中で、施設予約であるとかそういったところ申請はしております。ただ、残念ながら診療所の関係の予約というのは、今のところはそこは盛り込んではいないというところなんです。議員のほうからのご指摘、また村民の方の意見を踏まえて、そこは前向きに検討したいとは思っておりますが、ただ1点懸念があるのがデジタルウィークの方、そういったところができない方に対してどういうふうに予約をしていくのかというのも少し考えていかなければならないと考えておりますので、申し訳ございません。少しお時間をいただいて、そこは検討させていただければと思います。

また、現状については、先ほど酒井事務長ご説明したとおりですので、またその辺すぐできるところにつきましては検討させていただいて、何とか対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 朝から並ぶ、並ばないということは自由です。早くやりたい人もいるということは一定は理解できるのですが、逆にそうでない人も早いほうがいいと、何となく早い時間に並んだほうがいいから、そのほうが早く終わるのではないかと感じて並ぶ人もいると思うのです。なので、やはりその辺はある程度ユーチューブというものを使えば、今これぐらい並んでいるのなら、そういう順序が見れるのであれば、可視化されているのであれば、そのすいている時間に行こうという考えになると思いますので、その辺を十分検討していただければと思います。

そして、副村長の答弁でもあったこともこれから検討するというのもあったのですが、どうしてもインターネットを使いにくいとか、予約システムやりにくいという不都合があると思うのですが、これこそ一番簡単に分かりやすくできるのがユーチューブだと思うのです。ボタンでユーチューブぴっと開いて、更別診療所と検索してぴっとやったら待ち時間ぽんと出て、それで動画でただいま何人待っていますというのを受付の

人か誰かがぺらっぺらっと紙で書いたり、ぴっと置いておくだけでできてしまう簡単なことだと思うので、ちょっとしたデジタルとちょっとした作業で、そんなすごくカッコいいものではないかもしれないのですが、住民にとって本当に楽で簡単な作業というか、やりやすい作業だなどと思いますので、ぜひその辺も検討していただければなと思っております。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 ただいまいただいたご意見等を踏まえて検討させていただきます。よくあるのが銀行なんかの窓口での待ち時間、整理券受け取った後、現在待ち人数が何人、またおよその窓口まで呼ばれる時間が何分とか、そういうふうに出ると思います。出ていますので、そういったものを活用した上で、機器等の導入できるかどうかも含めて検討させていただきます。

また、ユーチューブであるとか動画、そういったところにつきましてもデジ田の中でどういうふうにできるかというのを検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 お待ちいただいている方につきましては、今アナログではあるのですが、待合室の前に今何番から何番まで受付していますという札はアナログでは掲げているので、およそ自分の番号を見ていればあと何人待たなければいけないかなというところはお分かりいただけるかなと思います。

あと、副村長からもありましたけれども、ユーチューブ等の活用で待合室の様子が見ればということにつきましては、企画政策課とも相談しながらということですが、いずれにしても診察受けるためには診察の番号札を取っていただいて、基本的にはその順番にということですので、待合室ですいている時間で来ていただいて、番号を取っていただいてその方の番号という、診察順番ということになるというところは現状ではご理解いただきたいなと思っています。

あと、もう一つ、診察の待ち時間あとどれぐらいというのは、診察の患者さんの病態、あるいはそのお話の内容で1人にかかる時間につきましてはまちまちということがございますので、本当におおむねというか、になってしまうのか、あなた何番ですから、これぐらいの待ち時間ですよというふうになかなかお伝えするのは難しいというところもございます。ご理解いただければと思います。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今後検討いただけるということで、ぜひ目安として、より効率的にできるように、番号札のことも含めまして本当に必要なのか、そういうふうなシステムになれば必要ないことも出てくると思いますので、ぜひ検討していただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと関連性もあるかもしれませんが、同じく237ページの説明欄、委託料についてももう少し質問させていただきたいと思います。

今の説明でありますと、委託料の関係、おおむね人件費の関係と眼科の開設に伴う診療ということでご説明いただきました。これはこれで新しい診療が入ることでの理解はしなければならないのですけれども、毎年毎年おおむね、概略で申し訳ございませんけれども、大体10%以上委託料が上がっています。気になるのが先生方の意向なのです。常勤の医師が4名プラス非常勤が1名、理学療法士云々で2名ということの体制ということなのですけれども、また今年も4月1日から先生が大幅に替わってしまう。以前は、何年か前は所長がいて、副所長がいて、多分そういう体制は継続されると思うのですけれども、こんなに大きく先生方が替わるというのはなかなか。所長をはじめ副所長は大体2年いたり、3年いたりしてくれた経過が、僕もかなりお世話になっていた部分あるので、そういう経験があるのですけれども、今回大幅に替わってしまうということで、この体制も含めて、医師が4名いる、常駐しているということではなくて、その地域との関わりの中でどう向き合っていくかという部分、これから重要になってくる。ましてデジタル云々になって、だけではなくて人との関わりの中でどうしていくかという部分ないと、ますます同僚議員が心配しているようなことがどんどん、どんどん起こってくるという形になると思うのです。診療だけでなく、診療時間だけではなくて、やっぱり関わりというものが薄らいでくるというか、そういう心配があるので、その点踏まえた中で何かちょっと釈然としないものが正直言っているのです。端的に言います。眼科の部分、500回の分見ているといいますけれども、おおむねどのぐらいの予算措置をその経費として計上しているのか。本当に従前の人件費としての部分がどのぐらいの値上がり、人件費の値上がりと言いましたけれども、どのぐらい上げているのか、その点の説明だけお願いします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 医療業務の委託料につきましては、家庭医療学センターからの医師の出向分と新たに眼科領域の検査を始めるための専門医に委託料としております。概算で予算措置しておりますが、増加分の内訳としましてはおおむね家庭医療学センター分で794万7,000円、眼科診療分で335万5,000円ということで計上しております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。

なかなか先生方の動向もあって、先生方というよりもこれは家庭医療学センターとのやり取りで、毎年多分交渉なさっていて、本当に苦労しているとは思っているのですけれども、その点は頭下がるのですけれども、押しなべて言うならば委託料と今の国保診療所の改修分と財政の投入部分というものを併せてやっぱり考えていかないと、これは単純に利用者負担にある程度ならないといえども、負担がだんだん、だんだん大きくなってきていると、実際に。それは短期的なのかもしれないけれども、その分の医療を継続するための費用というのがどんどん、どんどん上がってきているという部分十分しんしゃくしていただいて、

慎重にさせていただきたい。私は個人的に要望したいのですけれども、先生方せつかく4人いるのだから、せめて1年交代の先生2名ぐらいにしてもらって、顔を覚えないうちにチラシ1枚で着きました、離任、違うところ行きます、それはちょっとやっぱりどうかなという。人に優しく医療をしようとするのであれば、もう少しその点考慮していただくような交渉もさせていただきたい。何でもかんでも圧縮しなさいとは言わないけれども、それに見合った家庭医療学センターへの委託料であれば僕は文句ないのですけれども、やっぱりここまでの少し整合性というか、先生は毎年替わる。1人は所長として固定されている、あるいは理学療法士もある程度固定されていると。非常勤の医師もいるという部分もあるのでしょうけれども、非常勤医師はあっち行ったり、こっち行ったりしているみたいですが、それはそれとして、そういうものの全体枠を十分しんしゃくしていただいて、更別村の実情を十分理解していただいた委託料でやってほしいというふうに思っていますので、その点が私は高い、安いではなくて、根づいた部分のやつをきちっとやっていく委託料だったら私は納得するけれども、1年間で常時替わっているという中で委託料が人件費も含めて上がっていくというのは、ちょっとやっぱり私としては理解できないという部分があるので、これは私の一方的な考え方ももしれないけれども、十分そこ注意しながら、そしてなおかつもっと村民に寄り添った中の先生であるという部分の位置づけも十分考慮に入れていただきながら更新、委託料は払っていただきたいというふうに思います。お願いします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 家庭医療学センターと締結している医師の出向契約につきましては、出向者の給与については家庭医療学センターの給与規程を適用して、委託者である更別村が負担するということになっております。それで、医師については、令和5年度も3名交代して、また新たな常勤医師が3名配置されるということになるのですが、あくまでチーム医療ということで患者さんの診療には影響を及ぼさないように、チーム医療として山田所長が中心となって引継ぎ等もしっかりされているところであります。更別村と家庭医療学センターとの協定の中には、更別における医療の提供はもちろんですけれども、将来こういった地域医療、家庭医を育てる教育にも更別村は協力するという、そういったところも協定の中に盛り込まれておまして、配置される医師につきましては大小、入院病棟あるなし、いろいろな場所での経験を積んで一人前の家庭医に成長されていくのだと思います。そういった中で一つの経験先として更別村に赴任していただいているということでありまして、そういったことで専攻医につきましては1年交代というところになっております。家庭医療学センターの人事につきましては、そういったこともありまして村のほうから具体的なお話を申し上げるのはなかなかしにくいところではあるのですけれども、こういったご意見があったということ踏まえて、そういったことを家庭医療学センターとはまたお話ししていきたいと思っております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 協定の中身というのは私たちはなかなか知り得るところがないので、何とも言えない部分はあるので、推測で物は言えないということはあるのですけれども、協定は協定の内容として、今、更別の現状に合った医療体制というものをあくまでも踏まえただ中の交渉であってほしいし、先生が1年交代、その1年交代が交渉の中に入っているかどうかは分かりませんが、それは家庭医療は家庭医療の理由があるとしても、更別としての医療をお願いするという立場の中でそういう課題があるということも更別村の課題として踏まえながら私は交渉していただきたいと今申し上げているのです。ですから、その委託の内容が更別にこういう形の要望もあったり、いろんなものがあつたら、それを加えた形でお願いしていかなければならないし、まして今回3名といたらほとんど替わってしまうという状況で、たしかに医療関係は今データ管理しているから、それ自体はできます。引継ぎできます。私も引継ぎされた部分あります。だけれども、新しい先生に診てもらって、ではそれをもって、画面をもって全部診療できるかといったら、はっきり言うてできませんでした。正直に言います。結局はそういうものもある程度引き継ぐという部分は、事務引継ぎでなくて、医療の部分の人と人の会話の中でどうなのかという部分がやっぱりなければこれは地域医療として、多分家庭医療の基本原則だと思っていますので、その点十分、今できる、できないでなくて来年度に向けての交渉も含めて、そういう改善が図られるようにお願いしたいというふうに思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 医療のところにつきましては、家庭医療学センターのほうといろいろ話はしております。村といたしましては、やはり村民の方の医療の確保、そこをまず第一に考えておりますので、そういった点を踏まえまして山田先生であるとか、家庭医療学センターのほうと話をさせていただいているというところでございます。当然のことながら長く勤めていただいたほうがそれは村民のために、顔の見えるフェイス・トゥ・フェイスでの診療ということでそこは望ましいとは思っておりますし、そういう要望というのは山田先生のほうには伝えてはいきたいとは思っております。山田先生もそこは十分承知はしているのですけれども、一方で家庭医療学センターの事情等もありますので、そこはご理解いただければというふうに思っております。いずれにしても、現在の医療体制をまず確保しながら、そういったところで進めていきたいというふうに考えておりますので、そこはご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 最後です。山田先生が今所長をなさっていると、固有名詞出てしまったので、あれですけれども。所長が今ははっきり言って非常に多忙で、1週間のうちの診療中のシフトを見てもなかなかそれぞれに入っていけないという実態、多分承知だと思うのです、村のほうも。だから、そういうものも含めて、全員が全員長期間いれでなくて、ローテーションを組んである程度円滑に回るような形、何でもかんでも所長ということでは

くて、やっぱりこれだけ多忙なので、そこにばかり過重負担かけても仕方ないわけですから、その補佐になるような人がもう少し何年かいてという部分、何年もずっといなさいということでないです。やっぱりある程度円滑に回せるような形のものをもっと構築していったほしい要望も含めて申し上げました。

以上です。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 先ほど看護師、介護士の職員の数なのですけれども、これは前年とは変わらないのですか。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 看護師の定数は9名、看護補助員の定数は8名ということで、令和4年度、令和5年度一緒でございます。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 その数において今回眼科を、眼科というか、それを診療するということで、年間約500回、新たにこういう部門が増えるにおいて、医師は先ほども言われたように4名いますけれども、それは医師だけができる仕事ではないと思うので、そこで看護師とか介護士、その辺の職員の負担というか、やはり結構なものになると思うのです。私も眼科行っていて、医師だけでなく、撮影したり、目の検査をしたり、いろいろ簡単なものでないのです。それを500回導入するということは、今の人員でそう皆さんの負担も増やすことなく十分やっていけるのかどうかお伺いいたします。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 繰り返しになって申し訳ないですけれども、眼科領域の検査につきましては、最初は予約枠を設けてスタートする予定です。眼科領域の検査に使う機器導入しまして、幾度か看護師もトレーニングを積んできていまして、ただスタート時点については、慣れてくればそういった時間も、検査で1人にかかる時間も少なくしていけるのではないかと、今、所内で話していますけれども、スタート時点においてはやはり慎重にということもありますし、慣れない機器を使うということもあって、時間も要するかなというところで予約枠ということで考えております。新たなメニューを追加することですので、全くこれまでと同じ負担というふうにはならない部分はあるかと思いますが、検査自体は看護師が行って、それを眼科の専門医から所見をもらって患者さんに伝えると、概略で言うとそういうような流れになりますけれども、看護師もこれから慣れていくにつれて技量を高めていって、そういった時間の軽減ですとか負担も少しずつ軽くなっていくのではないかなと思います。回数につきましてもあくまで患者数から積算した概算で見てしまったところがございますので、大きく増減することもあるかなとは思いますが、検査のスタートした時点では慎重に、スロースタートというところから少しずつ増やしていければいいかなというふうに思っています。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 239ページの説明欄(6)の診療施設改修事業について補足説明願いたいと思います。

まず、この部分の発熱外来のところの入り口改修することになっているのですが、どのような改修が行われるのかということがまず1つと、ここから発熱外来の人と入院のお見舞いに来るお客さんも同じ入り口かなと思うのですが、なぜここ入り口を別々にしなかったのかなというところの質問、今後それがまた分けるような改修工事が行われる検討をするのかということも併せて補足説明願います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 発熱外来の患者さんの対応につきましては、現状当初会議室として建設したところを今発熱の待合室として、そしてエコー心電図室として予定していたところを今発熱の診察室として利用しております、増築してもそこについてはそのまま使用する予定であります。その発熱外来患者の入り口につきましては、夜間休日出入口を利用されて、病棟の入院患者さんのお見舞いの方と入り口と廊下は共有することになります。廊下を共有することによりまして感染症の感染リスクにつきましては、マスクを着用するなどのポイントを押さえた感染対策を講じていれば擦れ違う程度の接触で感染する可能性は低いとされておりまして、プライマリーケアの現場では十分であると医師と確認して、そこは問題がないということで、このような案とさせていただきます。今後それでまた新たに病棟への入り口の玄関を別に造るとかという予定は現状では考えておりません。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 感染対策も行われた中でやれば十分に安全にできるのかなという説明だったと思うのですが、まずこの入り口、一応職員玄関になっていたりして、発熱外来で来たお客さん、更別の人はもう分かっていると思うのですが、だんだん眼科ができたりとかいろんな形で更別の診療所を利用する方が増えていったときに、ちょっと場所が分かりにくかったりするのかなというところもありますので、この入り口についてはもうちょっと検討の余地があるのではないかなと思います。

発熱外来のことで言わせていただきますと、ここの発熱外来もまず熱出たら病院に電話して、発熱しましたということでまず電話するのですが、電話して、ではあそこの裏の駐車場に着いたら電話くださいと。電話して車の中で、僕が家族でちょっと発熱したときの話なのですが、裏でまた着きましたよと電話しました。そしたら、やはり発熱外来だから、午前の診療ももう始まっているしということで、裏で発熱して気持ち悪い、具合悪いという中でまず1時間半待ちました。そして、その後に電話で問診があったのです。電話で問診があって、先生からこれどうですか、どうですか、どうですかと、また話があって、そこから30分待ってやっと診察室に通ったのです。これって電話で問診するまで家にいていいのではないかなと単純に思ったのです。というのは、もちろん発熱して、今この状況ではコロナだんだん収まってきましたけれども、車の中で例えば同じコロナにまだ罹患していない人がいた中で、子どもが罹患しました、親はまだしていないという中

で長時間車の中で子どもと一緒にいるということは、逆に中入る途中はリスクはないのかもしれないけれども、中入るまでの車の中で物すごくリスクがあると思うのです。ましてやお互いが具合悪かったとしたとしても、その中でさらに体調を悪化させるような状況にもあたりだとか、やはりちょっとその発熱外来についての待ち時間も検討の余地があるかなと思いますので、ぜひその辺も、駐車場に着いてから電話、その後1時間半待ってから電話で先生の間診ということではなくて、ある程度先生の間診受けてから、それから30分後ぐらいまでには来れるようなところに大体の人がいると思いますので、特に村内の人は、状況を踏まえながら、もうちょっと臨機応変にできるのではないかなと思いますので、ぜひその辺もご検討いただければなと思っております。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 発熱外来の患者さんにつきましては、コロナが第7波、8波あったときには非常に混雑しておりまして、発熱の待合室に全員をお通しすることができないという、スペースにも限りがあるものですから、お車の中で待っていただくという状況で、待ち時間も相当に長くなってしまったということがございます。駐車場に着いてからお電話いただいて、そこで診察の順番を整理して、あとは医師の診察の進行具合で医師から車の中でお待ちになっている患者さんに携帯電話を使って連絡するという、そんな流れになっております。大体これぐらいの時間ということで例えばお呼びするとなると、ちょっと言い方申し訳ないですけども、医師が患者さんが来るのを待つということになりますと大変タイムロスになるということもありまして、患者さんに待っていただくというスタイルにどうしてもなっております。ただ、今お話あった内容については、こういったご意見があったというところで所内で再度話し合いを持って、今後こういった形がよりいいのかということを考えていきたいと思っております。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 確かに医師が待つという形は正しくなく、患者さんが待つという形が普通の流れだと思うのですが、でもそれにしてももう少し改善できる場所があると思いますので、ぜひご検討をよろしく願いいたします。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 同じく診療所関連で1つだけお聞きしたいと思っております。

一般質問を以前させていただいた経緯もあり、また毎年いろいろ質問も出ているかと思っておりますけれども、新年度の診療所の入院体制につきまして一度お伺いいたします。毎年何人ぐらい平均で入院数ということで、19床ありますけれども、現在は6.6人で10人以上の目標であるというお話を昨年いただきましたので、新年度に向けましてをお聞きしたいと思います。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 令和4年度につきましては、4月から5月まで育児休業を取得した職員1名を含めて2名の欠員がございました。6月から9月末までは、育児休業を取得した職

員の1名が欠員という状況でした。現在は定数の看護補助員8名満たしておりまして、看護師も9名の定員を満たしております。

入院患者数につきましては、そのときの入院患者の病態にも大きく左右されるところであります。10名を目標にしたいとは考えているところです。令和4年度の日ごとの最大の入院患者数は9名というふうになっております。平均すると今年度、1月末現在ですけれども、6.0名という状況になっています。長期で入院されていた患者さんがお亡くなりになられたり、施設に入所されることになって退院されたということなどの影響もございました。そこで肝心なのは、診療所で入院ができる病態の患者ありながら、ほかの病院を紹介することがないようにするということだというふうには思っております。今年度につきましては、実際にはそのときの入院患者が10名未満であったものの、ほかの入院患者の病態の様子とその該当された患者さんの病態から安全に看護することができないというふうには判断しまして、ほかの病院を紹介したケースが実際にございました。今後もやむを得ずほかの病院をご紹介させていただく場合も生じることであろうかとは思いますが、可能な限り診療所で入院ができる病態の患者の入院はお引き受けできるように、医師、看護師を含めて共通認識を持って進めているところでございます。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 歳出の質疑を終わります。

診療施設勘定の歳入について補足説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、続きまして歳入の補足説明に移らせていただきます。

226ページをお開きください。款1診療収入、項1入院収入は、予算額3,114万2,000円で、前年度比較126万6,000円の減です。過去3年の実績を勘案して計上しています。

項2外来収入は、予算額1億2,957万6,000円で、前年度比較587万6,000円の増です。患者数、受診日数、1日当たりの医療費、それぞれの過去3年の実績を勘案して計上しております。

227ページをお開きください。項3その他の診療収入、目1諸検査等収入は、予算額1,850万2,000円で、前年度比較77万8,000円の減です。主には各種診断料において中札内村の乳児、1歳6か月児健診を中札内診療所で受託することになるため減少しています。

228ページを御覧ください。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料は、予算額37万円で、前年度比較5万1,000円の増です。入院患者の電気器具使用料、往診や訪問診療に係る自動車使用料、診療所内の自動販売機の設置に係る建物使用料でございます。

項2手数料、目1手数料は、予算額6万円で、前年度比較2,000円の増です。説明欄、医療事務取扱手数料は、労災給付請求書取扱手数料です。

目2文書料は、予算額95万5,000円で、前年度と同額です。各種文書料で、介護保険の認定に係る主治医意見書料等を計上しております。

229ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1施設整備費補助金は、予算額2,128万4,000円で、前年度比較1,809万4,000円の増です。自動血球計数CRP測定装置の更新、増築する診察室での画像診断ワークステーションの購入、スプリンクラー設置に係る国庫補助金として計上しています。

目3医療提供体制設備整備交付金は、予算額32万1,000円です。オンライン資格確認設備整備に係る補助金で、皆増です。

医療・感染拡大防止等支援事業補助金は、新型コロナワクチン接種体制支援事業交付金の基準変更により目を廃止しております。

230ページをお開きください。款4財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、前年度と同額の38万9,000円です。医師住宅2棟の貸付収入です。

231ページをお開きください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は2億4,164万2,000円で、前年度比較1億2,383万6,000円の増です。説明欄、施設整備費分は診療所増改修に係る財源として9,057万8,000円を計上し、皆増です。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう調整しています。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は4,095万円で、前年度比較982万6,000円の増です。説明欄、へき地診療所分は、診療所に対する運営費補助として国から交付される特別調整交付金の繰入金です。近年の入院日数の状況を踏まえ、計上しています。施設整備分は、診療所増改修に係る補助金分として計上し、皆増です。

232ページをお開きください。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度と同額の10万円を見込んでございます。

233ページをお開きください。款7諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算額81万円で、前年度比較7万3,000円の減です。主には自費衛生材料等収入でございます。

234ページをお開きください。款8村債、項1村債、目1過疎対策事業債につきましては、予算額9,470万円で、前年度比較8,120万円の増です。医療施設整備事業で診療所増改修に係る管理委託業務工事費分による増です。

以上、診療施設勘定歳入の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで診療施設勘定の歳入を終わります。

以上で国民健康保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

ここで午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時50分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、後期高齢者医療特別会計になります。歳出、260ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算額34万円8,000円で、前年度比較28万8,000円の減額となります。主なものは、説明欄(1)、総務一般事務経費、節11役務費、郵便料26万2,000円の減で、被保険者証の送付経費の減によるものになります。

項2の徴収費、目1賦課徴収費は、予算額24万3,000円で、1万7,000円の増額となります。

261ページを御覧ください。目2滞納処分費は、予算額8,000円で、前年度と同額となります。

262ページになりますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額6,111万5,000円、前年度比較668万9,000円の増額です。保険料収入額4,566万1,000円に保険基盤安定繰入金の1,254万2,000円、それから共通事務経費の291万2,000円を加えて広域連合に納付するような経費となっております。

263ページになりますが、款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は、予算額25万円で、前年度と同額となります。

264ページになりますが、款4予備費につきましては、予算額50万円で、前年度比較40万円の増額としております。

引き続きまして、歳入になります。256ページお開きください。256ページになりますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料につきましては、予算額1,598万1,000円、前年度比較201万1,000円の増額で、医療保険料につきましては北海道後期高齢者医療広域連合から提示されております保険料に基づきまして予算計上しております。

目2の普通徴収保険料につきましては、予算額2,968万円で、前年度比較373万7,000円の増額となります。

257ページになります。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、予算額1,654万9,000円で、前年度比較107万円の増額となります。節1保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分を補填するものとなっております。節2のその他一般会計繰入金は、この会計の事務費、それから後期高齢者医療広域連合への共通事務費分として、予備費分を含めまして401万1,000円を計上しております。

258ページは、款3繰越金、前年度の繰越金として予算額1,000円の前年度同額となります。

259ページになりますが、款4諸収入、予算額25万3,000円で、前年度同額となります。保険料の延滞金ですとか還付金などを計上しております。

以上で後期高齢者医療事業特別会計の補足説明となります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 すみません。260ページの一般管理費の中で説明欄、総務一般事務経費の中の役務費で郵便料ということで、多分この予算組みについては保険証の送付料の関係だと思いのですけれども、確認だけさせてください。今マイナンバーカード81%申請中ということで、かなりの人がマイナンバーカードでということで、医療の保険証にも連動していくということと、それと保険証に代わるものという位置づけがあります。令和5年の村のやり方としてはダブるといふか、マイナンバーカードを使えない医療機関もあるということもあるから、新たにその分については保険証も含めて出すとか、ある程度それを精査していくのかという部分だけ、その部分だけちょっと確認だけさせてください。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 健康保険証のことですので、後期高齢者、それから先ほどの国保も同じかなと思うのですけれども、今時点では医療機関でマイナンバーカードで健康保険証を使えるということにはなっているのですけれども、報道だとかでは将来的に保険証をなくすという話は出ているのですけれども、今時点では被保険者証は当然基本的に交付して、マイナンバーカードも使えるというような仕組みになっておりますので、現在のところ5年度に関して言えば全員分、該当者の分には交付をしますと。また、将来的にその制度が変わって、保険証が廃止されて、資格証だとかいろんな報道されておりますので、そうなればそのような予算組みになってくるのかなというように現状となっております。

○議長 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和5年度更別村介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。

事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括して補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、介護保険事業の補足説明となります。初めに、事業勘定の歳出からになります。ページが280ページになります。まず、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、予算額41万5,000円で、前年比較7万円の増額となります。次期介護保険計画策定に伴いますニーズ調査郵便料の増によるものが主なものとなっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、予算額13万8,000円、前年度比較5,000円の増額となります。

281ページ御覧ください。項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、予算額81万4,000円で、前年度比較1万円の減額となります。

目2認定審査会共同設置負担金は、予算額336万6,000円で、前年度比較36万4,000円の減

額で、南十勝介護認定審査会事務局職員の人件費減が主な要因となっております。

282ページになりますが、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護1以上の方へのサービス給付費となりますが、予算額2億7,871万1,000円、前年度比較1,178万3,000円の増額となります。給付実績、要支援及び要介護認定者数の状況などを勘案して予算計上をしております。主なものは、節18の負担金補助及び交付金で法定居宅サービス給付費は前年度比較157万2,000円の増、居宅介護支援給付費は109万2,000円の増、法定施設サービス給付費は348万円の増、地域密着型居宅介護サービス給付費235万2,000円の増、地域密着型施設介護サービス給付費は313万2,000円の増となります。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2の方へのサービス給付費で、予算額2,067万2,000円、前年度比較185万2,000円の減額です。主なものは、節18負担金補助及び交付金で、居宅介護予防サービス給付費は前年度比較165万6,000円の減が主なものとなっております。

項3高額介護サービス費、283ページになりますが、目1高額介護サービス費は、予算額871万2,000円で、前年度と同額となります。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費は、予算額130万1,000円で、前年度と同額となります。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、予算額1,800万円、前年度比較72万円の増額となります。

284ページになりますが、款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、予算額1,006万7,000円で、前年度比較4万4,000円の増額です。

目2一般介護予防事業費は、予算額588万7,000円で、前年度比較93万1,000円の増額です。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費は、相談支援事業の事務費で予算額7万6,000円で、前年度同額となります。

285ページになりますが、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、予算額2,544万7,000円で、前年度比較76万5,000円の増額となります。地域包括支援センター職員の人件費を計上してありまして、説明欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から派遣を受けている社会福祉士の人件費相当分を負担金として計上しております。説明欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等は介護福祉士を配置するための職員給与費となっております。説明欄3、職員等人件費は地域包括支援センターの保健師2名分の職員人件費となります。

286ページになりますが、目3任意事業費は、予算額498万8,000円で、前年度比較55万8,000円の増額となります。

287ページになりますが、目4在宅医療・介護連携推進事業費は、予算額447万5,000円、前年度比較56万1,000円の減額で、主なものは節12委託料、在宅医療・介護連携推進事業委

託料48万5,000円の減は、中札内村と共同設置しております在宅医療・介護連携コーディネーター業務委託につきまして経費の見直し等があったことから減額となっております。

目5生活支援体制整備事業費は、予算額546万5,000円で、前年度比較35万4,000円の増額です。住民の支え合いの仕組みづくりを進めるための生活支援コーディネーターの人件費、それから協議体が行う事業の経費を計上しております。

目6認知症総合支援事業費は、予算額70万8,000円、前年度比較8万7,000円の減額となります。認知症について気軽に話し合う場であります介護カフェの運営の経費、それから認知症研修会開催経費等を計上しております。

289ページになりますが、款4基金積立金、それから290ページの款5諸支出金、それから291ページの款6予備費につきましては、前年度と同額の予算計上とさせていただいております。

続きまして、歳入になりますが、271ページ御覧ください。271ページの款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、予算額6,907万円で、前年度比較165万5,000円の増額となります。

272ページ御覧ください。款2使用料及び手数料、予算額13万6,000円、前年度比較7万7,000円の増額で、こちらはシルバーハウジング生活援助員の派遣手数料となります。

273ページになりますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、予算額6,311万1,000円で、前年比較195万4,000円の増額となります。

項2国庫補助金、目1調整交付金、予算額1,637万1,000円、前年度比較53万2,000円の増額で、歳出の保険給付費の増加により増額となっております。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額387万7,000円で、前年度比較24万3,000円の増額で、こちらは歳出の款3地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業に交付されるものになります。

目3地域支援事業交付金（その他事業）は、予算額1,502万2,000円で、前年度比較26万5,000円の増額で、こちらも歳出の款3地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業に交付されております。

目4保険者機能強化推進交付金は、予算額54万円で、前年度比較4万9,000円の減額となります。自立支援、重度化の予防の取組に対して交付されております。

目5介護保険保険者努力支援交付金は、予算額67万2,000円で、前年度比較15万6,000円の増額となります。介護予防の軽減、悪化の防止に関する取組に対する交付金となります。

274ページ御覧ください。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、予算額8,839万7,000円、前年度比較287万6,000円の増額で、保険給付費が増加したことによるものです。

目2地域支援事業交付金は、予算額418万7,000円で、前年度比較26万2,000円の増額となっております。歳出の款3地域支援事業費に交付されております。

275ページになりますが、款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金につつま

しては、予算額4,329万2,000円、前年度比較150万4,000円の増額で、保険給付費の増加によるものになります。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額193万9,000円、前年度比較12万2,000円の増額、こちらも歳出の款3地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業に交付されております。

目2地域支援事業交付金（その他事業）は、予算額751万3,000円で、前年度比較13万4,000円の増額となります。歳出の款3地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業に交付されております。

276ページになりますが、款6財産収入は介護保険事業基金積立金の利子で、前年度同額の1,000円となっております。

277ページ御覧ください。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、予算額4,092万9,000円で、前年度比較133万円の増額で、歳出の介護給付費が増加したことによります。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、予算額193万8,000円で、前年度比較12万円の増額となります。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、予算額751万2,000円で、前年度比較13万1,000円の増額です。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、予算額354万4,000円、前年度比較6,000円の増額で、消費税引上げに伴います軽減措置となっております。

目5その他一般会計繰入金は、予算額673万7,000円で、前年度比較3万5,000円の減額です。節1の事務費対象分で29万9,000円の減額、その他一般会計繰入金で26万4,000円の増額となります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、予算額1,501万4,000円で、前年度比較106万8,000円の増額となります。予備費分と保険給付費、それから事業費分の不足分として繰入れを行います。

278ページは、款8繰越金、こちらは前年度と同額を見ております。

279ページ、諸収入は、予算額45万1,000円で、前年度比較5,000円の増額となります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の予算説明を終わりたいと思います。

続きまして、サービス事業勘定の説明になります。まず初めに、歳出、301ページ御覧ください。301ページ、款1事業費、項1居宅介護サービス事業費、目1居宅介護サービス事業費は、予算額24万8,000円、前年度比較4万円の増額で、保健福祉課内に設置しております地域包括支援センターの事務費を計上しております。

目2介護予防サービス等事業費は、予算額188万5,000円で、前年度比較2万7,000円の増額です。地域包括支援センターの業務の一つであります要支援1、それから要支援2の介護予防サービス計画策定業務の一部を社会福祉協議会に委託しております経費となります。

次に、歳入になりますが、298ページになります。款1サービス収入、項1予防給付費収

入、目1介護予防サービス計画費収入は、予算額213万1,000円、前年度比較6万7,000円の増額です。要支援1、2の方の介護予防サービス計画の策定に伴います国保連合会からの交付となります。

299ページになりますが、款2繰越金、それから300ページの款3諸収入は、前年度と同額を計上しております。

以上で介護保険の事業勘定及びサービス事業勘定予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで介護保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和5年度更別村簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和5年度更別村簡易水道事業特別会計予算書の補足説明させていただきます。

初めに、令和5年度更別村簡易水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明させていただきます。この予算は、第3条で収益的収支を定めております。水道事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用を計上しております。

まず、3ページ御覧いただきたいと思えます。収入になります。款1簡易水道事業収益、項1営業収益の予算額は8,702万7,000円で、前年度比較239万5,000円の減で、目1水道使用料で酪農関連の減が主な要因であります。

項2営業外収益の予算額は5,231万7,000円で、前年度比較184万7,000円の減であります。

主なものは、目2負担金は、節、受益者負担金の幕別町からの共同施設維持管理負担金と一般会計負担金が増です。

目3長期前受金戻入は増で、過去に整備した水道施設に係る国庫補助金を毎年度収益化する現金を伴わない収益であります。

目4消費税還付金は、令和5年度に発生したものを計上する発生主義のため、令和6年度は納付の見込みのため皆減が主なものであります。

4ページをお願いいたします。支出になります。款1簡易水道事業費用、項1営業費用の予算額は1億4,762万9,000円で、前年度比較138万円の増であります。

主なものは、目1原水及び浄水費は節、負担金の中札内共同施設維持管理負担金が減、目2配水及び給水費は節、委託料の隔年で実施の水道施設漏水調査委託料などの減、材料費の水道メーター購入費の増、総係費は節、給料、5ページの手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額、法定福利費は職員2名分の人件費で、詳細は9ページの給与明細書をご参照いただきたいと思えます。職員の配置換えなどにより減となっております。

6 ページを御覧いただきたいと思います。負担金が北海道自治体情報システム協議会負担金で減、報酬は水道事務補助員報酬未計上による減が主なものでございます。

目 4 減価償却費は増で、配水池減圧弁や配水管路などが対象となっており、現金を伴わないものでございます。

項 2 営業外費用の予算額は372万7,000円で、前年度比較274万7,000円の増であります。目 1 支払利息及び企業債取扱諸費、節、企業債利息で増、目 2 消費税は発生主義のため令和 5 年度に発生したものを計上するため、令和 6 年度は納付見込みであることから皆増となったことが主なものでございます。

項 3 予備費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出を説明させていただきます。この予算は、第 4 条で資本的収支を定めております。主に水道事業を継続して維持するための建設改良費を計上するものであります。

7 ページをお願いいたします。収入になります。款 1 簡易水道事業資本的収入、項 1 負担金の予算額は1,258万9,000円で、前年度比較52万円の増であります。目 1 一般会計負担金の増であります。

項 2 企業債の予算額は9,000万円で、前年度比較1,400万円の減であります。目 1、節、企業債で簡易水道事業債と過疎対策事業債は減、辺地対策事業債は皆増となっております。

項 3 出資金の予算額は、対象となる事業がないことから2,119万円の皆減となっております。

8 ページをお願いいたします。支出になります。款 1 簡易水道事業資本的支出、項 1 建設改良費の予算額は9,074万9,000円で、前年度比較3,073万5,000円の減となっております。

主なものは、目 1 水道施設費、節、工事請負費の設置工事費は減で、旭38号配水管布設工事、4号幹線配水管切替え工事を行います。負担金は減で、営農用水事業の北海道などへの負担金です。委託料は減で、分譲団地に係る水道設置調査測量設計委託業務を行います。事業概要は、別添の令和 5 年度簡易水道事業特別会計予算資料、1、建設事業調べをご参照願います。

項 2 企業債償還金の予算額は2,264万7,000円で、前年度比較29万3,000円の増となっております。

9 ページから12ページは給与費明細書になります。13ページは債務負担行為に関する調書、公債費の状況につきましては14ページに、15ページからはキャッシュフロー、貸借対照表、注記表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで簡易水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

次に、令和5年度更別村公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

歳入歳出一括して補足説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和5年度更別村公共下水道事業特別会計予算書の補足説明させていただきます。

初めに、令和5年度更別村公共下水道事業特別会計予算実施計画の収益的収入及び支出から説明させていただきます。この予算は、第3条で収益的収支を定めております。下水道等事業の経営活動に伴い発生する収益とその分に対応する費用を計上しております。

3ページ御覧いただきたいと思えます。収入になります。款1下水道等事業収益、項1営業収益の予算額は9,103万5,000円で、前年度比較127万2,000円の増であります。

目1下水道使用料と目2一般会計負担金で増が主なものとなっております。

項2営業外収益の予算額は5,269万5,000円で、前年度比較1,204万7,000円の減であります。主なものは、目2一般会計補助金は増、目、長期前受金戻入は減で、過去に整備した下水道等施設に係る国庫補助金を毎年度収益する現金を伴わない収益となっております。

目5消費税及び地方消費税還付金は減で、令和5年度に発生したものを計上する発生主義のため、令和6年度は納付見込みであります。

4ページお願いいたします。支出になります。款1下水道等事業費用、項1営業費用の予算額は1億8,124万9,000円で、前年度比較767万5,000円の減であります。

主なものは、目2処理場費は、節、備用品費が2年に1度購入の脱臭装置吸着剤で増、光熱水費は電気料高騰による増、委託料は増で公共浄化センター維持管理委託料で労務単価の上昇による増、(個排)処理施設維持管理委託料は設置基数増などが主なものでございます。

5ページをお願いいたします。目3総係費は、節、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額、法定福利費は職員1名分の人件費で、詳細は10ページの給与費明細書をご参照ください。6ページ御覧ください。負担金の(公共)北海道自治体情報システム協議会負担金で減、前年度計上の報酬は下水道事務補助員報酬未計上により皆減が主なものでございます。

目4減価償却費は減で、浄化センター施設や管路などが対象となっており、現金を伴わないものであります。

7ページお願いいたします。項2営業外費用の予算額は646万3,000円で、前年度比較1万8,000円の増であります。

項3予備費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出を説明させていただきます。この予算は、第4条で資本的収支を定めております。主に下水道等事業を継続して維持するため建設改良費を計上するものでございます。

8ページお願いいたします。収入になります。款1下水道等事業資本的収入、項1企業

債の予算額は3,420万円で、前年度比較4,460万円の減であります。

主なものは、目1企業債、節、下水道事業債で（公共）下水道事業債と過疎対策事業債は、更別浄化センター監視制御設備外更新工事負担金終了に伴い減、（個排）辺地対策事業債は皆増となっております。

項2出資金の予算額は6,201万5,000円で、前年度比較82万7,000円の増であります。

目1一般会計出資金は、起債償還分と整備費分を計上しております。

項3負担金の予算額は562万6,000円で、前年度比較33万4,000円の増であります。

項4補助金の予算額は180万円で、前年度比較6,210万円の減となっております。

目1国庫補助金で更別浄化センター監視制御装置ほか更新や更別村特定環境保全公共下水道事業計画変更委託が終了したことによるものであります。

9ページお願いいたします。支出になります。款1下水道等事業資本的支出、項1建設改良費の予算額は5,405万3,000円で、前年度比較1億685万7,000円の減であります。

主なものは、目1建設改良費等、節、委託料は増で、公共事業委託料で分譲団地に係る下水道設置調査測量設計委託業務などを行います。節、工事請負費は増で、個排設置工事などを行います。前年度計上の負担金は、更別浄化センター監視制御装置外更新工事負担金事業の終了に伴い皆減となっております。事業概要は、別添、令和5年度公共下水道事業特別会計予算資料、1、建設事業調べをご参照いただきたいと思います。

項2企業債償還金の予算額は4,958万8,000円で、前年度比較131万8,000円の増となっております。

なお、給与費明細書については10ページから13ページ、公債費の状況については14ページに、15ページからはキャッシュフロー、貸借対照表、注記表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで公共下水道事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

各特別会計予算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 以上で各特別会計予算の質疑を終了いたします。

議案第25号 令和5年度更別村一般会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議 長 日程第9、議案第3号 更別村選挙公報の発行に関する条例制定の件を議題といたします。

議案第3号について委員長に審査報告を求めます。

遠藤総務厚生常任委員長。

○遠藤総務厚生常任委員長 ご報告させていただきます。

第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について3月13日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第3号 更別村選挙公報の発行に関する条例制定の件は、更別村議会議員選挙及び更別村長選挙において候補者の氏名、経歴、政見、主張等を掲載した選挙公報を発行するため、この条例を制定しようとするものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

○議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第3号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決です。

これから議案第3号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号に対する委員長報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長 長 日程第10、議案第4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件を議題といたします。

議案第4号について委員長に審査報告を求めます。

遠藤総務厚生常任委員長。

○遠藤総務厚生常任委員長 報告いたします。

第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について3月13日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第4号 更別村個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により個人情報の保護に関する規律が一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものです。

慎重に審査をした結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

○議長 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第4号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決です。

これから議案第4号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号に対する委員長報告は可決です。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長 長 日程第11、議案第5号 更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件を議題といたします。

議案第5号について委員長に審査報告を求めます。

遠藤総務厚生常任委員長。

○遠藤総務厚生常任委員長 ご報告いたします。

第1回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について3月13日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第5号 更別村情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、同法における制度の適正かつ公正な運営を確保することが新たに必要となることから、この条例を制定しようとするものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

○議長 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第5号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決です。

これから議案第5号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号に対する委員長報告は可決です。議案第5号は委員長報

告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議 長 日程第12、議案第6号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第6号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村情報公開条例（平成13年更別村条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等により公文書の不開示情報に関する規定を改める等の必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）における不開示情報と整合するよう改めるものであります。

(2)、行政機関等匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報の作成に用いた削除情報を不開示情報とするため改めるものであります。

(3)、更別村情報審査会の文言を更別村情報公開・個人情報保護審査会に改めるものであります。

(4)、その他関連条文の制定並びに引用条項の変更により、字句を改めるものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1ページおめぐりいただきまして、条例本文でございます。定義規定の第2条第2項中「情報」を「村政情報」に改めるものでございます。

実施機関の公開義務について規定する第6条中「記録されている場合を除き」の次に「公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、」を加え、同条第1号、次のページを御覧ください、第2号、次のページを御覧ください、第3号、第4号を改正後の記載のとおり改め、第5号、次のページを御覧ください、第6号を加えるものでございます。個人情報の保護に関する法律における不開示情報との整合を図るための改正でございます。

第7条は削除をいたします。

次の次のページをおめくりください。村政情報の部分公開について規定する第8条第1号を「第6条第1号から第3号のいずれかに該当する情報」と、同条第2号を「第6条第4号から第6号のいずれかに該当し、そのことを理由として公開されない情報」と改めるものでございます。

第三者に関する情報に係る意見の聴取等について規定する第13条第2項中「第6条第1号アからウまで及び第7条第1号ウ」を「第6条第2号イ又は同条第4号ただし書」に改めるものでございます。

審査請求について規定する第16条第1項中「更別村情報審査会条例（平成14年条例第24号）」を「更別村情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年更別村条例第 号）」に、「更別村情報審査会」を「更別村情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものでございます。

更別村情報公開・個人情報保護審査会条例の条例番号は、公布後に確定をいたします。

次のページを御覧ください。意見の陳述について規定する第19条は削除をいたします。

会議の公開について規定する第27条第1項中「又は第7条各号」を削るものでございます。

次のページを御覧ください。附則第1項でこの条例の施行日を令和5年4月1日と規定するものでございます。

附則第2項で、この条例による改正後の更別村情報公開条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第11条第1項の規定による決定について適用するよう規定するものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第6号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後 3 時 55 分まで休憩いたします。

午後 3 時 4 5 分 休憩

午後 3 時 5 5 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 13 発議第 1 号

○議 長 日程第 13、発議第 1 号 更別村議会の個人情報の保護に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6 番、安村さん。

○6 番安村議員 それでは、発議第 1 号 更別村議会の個人情報の保護に関する条例制定の件であります。

更別村議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1 の理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正に伴い、法律の対象から除かれている議会における個人情報の保護について村執行機関における個人情報の取扱いと差異が生じないように必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2 の要旨といたしまして、議会の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続や個人情報の取扱い等について必要な事項を規定するものでございます。

それでは、条例本文の説明に入ります前に説明資料の 1 ページを御覧ください。1、条例制定の趣旨でございます。現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに法律が定められているとともに、地方公共団体ごとで個人情報保護制度が定められています。このたび個人情報の保護に関する法律、以下「改正法」といいます、の改正に伴い、令和 5 年 4 月からは国、地方公共団体及び民間事業等における個人情報保護制度の一本化が図られ、全国的なルールが適用されることになりましたが、地方議会は国会や裁判所と同様に自律的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいことから、共通ルールの適用対象から除かれています。現在議会の個人情報については、更別村個人情報保護条例において適正な取扱いを行っていますが、改正法の施行後も村と議会の取扱いに差異が生じないように引き続き適正に管理し、保護することが必要であることから、本条例を制定するものでございます。

なお、議会の個人情報の対象につきまして、次の 2、条例制定に当たっての基本的な考え方の（2）を御覧ください。議会の個人情報の対象につきましては、本会議等の傍聴の受付簿、退職議員を含む議員の経歴、請願、陳情の署名簿など議会事務局が取得し、保有

する個人情報を想定しています。

なお、各議員が職務上作成し、または取得した個人情報については、議員の職務が広範かつ法令上明確でないことなどから対象外となります。

2ページ以降は、用語の定義、条例の概要についてでございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

それでは、条文本文についてご説明申し上げます。本条例は、章立てとなっております。第1章、総則から第6章、罰則まで、それぞれの規定をさせていただきます。

初めに、第1章、総則でございます。第1条から第3条は、条例の目的、定義、議会の責務について規定をしております。

3ページめくっていただきまして、次に、第2章、個人情報等の取扱いでございます。議会における個人情報の適切な取扱いのため必要となる事項を定めるものでございます。第4条から第7条は、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用及び不正な手段による取得の禁止等について、第8条から第11条につきましては保有する情報の正確性を確保、安全管理措置、職員等の守秘義務、漏えい等の場合の通知義務等について規定をしております。

第12条から16条は、目的外の利用及び提供の制限、提供を受ける者に対する措置及び仮名加工情報、匿名加工情報の取扱いについて規定をさせていただきます。

次に、第3章、個人情報ファイルでございます。第17条は、一定の内容、規模等を有する個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿を作成し、公表すること等について規定をさせていただきます。

2ページめくっていただきまして次に、第4章、開示、訂正及び利用停止等でございます。第1節、開示、第18条から第30条は、自己の個人情報の開示請求権、開示請求の手續及び措置、開示決定等の期限並びに手数料について規定をさせていただきます。

次に、第2節、訂正、第31条から第37条は、個人情報の内容が事実でないと思料する者からの訂正請求権、訂正請求の手續及び措置並びに訂正決定等の期限等について規定をさせていただきます。

次に、第3節、利用停止、第38条から第43条は、条例の規定に違反して個人情報を保有、利用、提供されていると思料する場合の利用停止請求権、利用停止請求権の手續及び措置並びに利用停止決定等の期限等について規定をさせていただきます。

続きまして、第4節、審査請求、第44条から第46条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、またこれらの決定に関わる請求への不作為に関わる審査請求等について規定をさせていただきます。

次に、第5章、雑則でございます。第47条から52条は、適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供、苦情処理、審査会への諮問、条例の施行状況の公表等について規定をしています。

最後に、第6章、罰則でございます。第53条から57条は、職員等が正当な理由なく個人

情報ファイルを提供した場合、また職員等が守秘義務を守らなかった場合などにおける罰則等について規定をさせていただきます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日としています。

なお、本条例の円滑な運用を図るよう更別村議会の個人情報の保護に関する条例執行規程を制定し、条例の施行期日と同じ令和5年4月1日の公布を予定させていただきます。

以上ご提案申し上げ、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから発議第1号 更別村議会の個人情報の保護に関する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第31号

○議 長 日程第14、議案第31号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第31号 令和5年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,575万6,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、令和5年度更別村一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,575万6,000円とするもので、歳

入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まずは、歳出からご説明いたします。6ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は、778万8,000円を追加し、補正後の額を2,107万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び(2)、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種につきまして5月8日から接種できる体制を確保するため、予防接種委託料及び必要な事務経費等を追加するものでございます。令和5年度も引き続き5歳以上の方全員が自己負担なしで新型コロナウイルスワクチンを接種できることとなりました。まずは、5月8日から8月末までの間、初回接種、1回目、2回目接種を終了いたしました65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者などの方々がワクチン接種の対象となります。初回接種を終了しております5歳以上の全ての方につきましては、9月以降のワクチン接種となります。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページをお開き願います。款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、534万5,000円を追加し、補正後の額を547万1,000円とするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金の追加でございます。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金は、244万3,000円を追加し、補正後の額を622万5,000円とするものでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の追加でございます。歳出でご説明いたしました新型コロナウイルスワクチンを接種できる体制を確保する費用に関する国からの補助金でございます。

歳入の説明は以上でございます。

令和5年度更別村一般会計補正予算(第1号)の補足説明は以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和5年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 閉会中の所管事務調査の件

○議長 長 日程第15、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会から議会の運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長 長 これにて令和5年第1回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時13分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年 3月16日

更別村議会議長

同 議員

同 議員